

第4章 施策の展開

施策の展開	47
環境目標 1 安心して飲める水	48
環境目標 2 深呼吸が心地よい、さわやかな空気	54
環境目標 3 水の循環を支える、汚染のない健全な土	61
環境目標 4 ヨシがそよぎ、生き物が豊富な水辺	65
環境目標 5 緑の連なり、木漏れ日のもりに息づく里の営み	70
環境目標 6 遊び、学び、みんなで支える自然	77
環境目標 7 資源を大事に使う、環境に思いやりのある暮らし	80
環境目標 8 ごみの少ない、ものを大切にする暮らし	84
環境目標 9 平穏で、健やかな暮らし	90
環境目標 10 良識と思いやりに支えられた快適でさわやかな暮らし	97
環境目標 11 緑と水辺がすがすがしい、美しい町並み	100
環境目標 12 だれもが安心して歩ける、散歩が楽しいまち	107
環境目標 13 郷土の歴史と文化が薫るまち	113
環境目標 14 環境を守り、はぐくむ、知恵と行動の輪を広げる	118



本章では、前章で設定した「環境目標」を実現するため、この計画の推進主体である市民、事業者及び市の具体的な取組を位置付けます。また、特に滞在者や研究者の協力が欠かせないものについては、それぞれの取組についても位置付けています。

さらに、環境目標あるいは主要施策ごとに、各主体の取組の背景、方向性や役割分担への理解を得やすくするために、次のような事項を明らかにします。

1 環境目標ごとの策定事項

■ 環境の現状と課題

具体的な施策を導くための背景として、環境目標ごとに関連する本市の環境の現状と課題を示します。

■ 施策の体系

環境目標ごとの「環境の現状と課題」に基づき、その対応策となる主要な施策を体系化します。また、主要施策の全体的な方針を点線枠内に示し、その主な取組の方向性を「○印の箇条書き」により示します。

■ 達成目標

環境目標を実現する上で、目指すべき達成基準や指標項目あるいは策定すべき計画等を示します。環境目標の性格に応じて、定量的な数値基準や定性的な指標を設定します。また、達成目標の設定に当たり、より詳細な検討が必要なものについては、今後策定される個別計画等において具体的な目標を定め、本計画に順次取り入れます。

2 主要施策ごとの策定事項

■ 施策の方針

「施策の体系」により設定された主要施策ごとに、その全体的な施策の方針（再掲）と、取組主体である、市民、事業者、市等の役割分担の方向性を示します。

■ 各主体等が取り組むこと

施策の方針を受けて、各主体が担う役割を果たすための、取組項目（丸数字）とその具体的な取組内容（●印の箇条書き）を示します。

環境目標 1 安心して飲める水

環境の現状と課題

●霞ヶ浦や川の水質の汚濁状況と「水質浄化の推進」の必要性

- ・霞ヶ浦では、有機汚濁や富栄養化*による水質汚濁の状況が続いており、窒素*やりん*など、富栄養化*の原因物質の削減に関する取組をより一層強化していく必要があります。
- ・発生原因のうち、工場・事業所等からの排水は改善が進んでいますが、近年では、生活排水や農地・市街地等からの面源*による負荷の比率が拡大しています。
- ・公共下水道、農業集落排水施設及び高度処理型合併処理浄化槽*の整備を引き続き進めるほか、家庭での水質浄化対策や農業における施肥の適正化、水生生物による自然の浄化能力の向上などについて、市民、事業者、行政が協力してきめ細かな取組を総合的に進めていく必要があります。

施策の体系

環境目標 1 安心して飲める水

主要施策 1-1 水質浄化の推進

霞ヶ浦や流入河川の状況により、市民、民間団体*、事業者、市等が協力し、連携して、きめ細かな施策の展開を図り、窒素*やりん*などの汚濁物質の削減による水質の浄化を促進します。

- 水質調査を継続的に実施し、流域ごとの水質や負荷の状況を把握し、監視します。
- 国や県の水質浄化計画のほか、市による流域別の生活排水対策推進計画*を策定して効果的な行動を促していきます。
- 窒素*、りん*の除去可能な公共下水道や農業集落排水施設などの整備推進、高度処理型合併処理浄化槽*の普及、その他家庭や事務所での排水対策を更に進めます。
- 近隣市町村と協調して広域的水質浄化対策を進めます。

達成目標

- 河川に係る環境基準*の達成
- 窒素、りん*の削減
- 「生活排水対策推進計画*」の見直しによる流域別目標の設定や行動計画の策定

- ・計画期間中の河川における環境基準*の全項目達成を目指します。
- ・家庭や事業所における排水対策、農業における施肥の適正化等を推進し、窒素*、りん*の着実な削減を図ります。
- ・県の第5期の霞ヶ浦湖沼水質保全計画*等に基づいて、生活排水対策推進計画*を見直し、流域特性等を踏まえた新たな目標の設定や計画の策定を図り、高度処理型合併処理浄化槽*整備のための条例化等を始めとする各種施策を検討します。

主要施策1-1 水質浄化の推進

■ 施策の方針

霞ヶ浦や流入河川の状況により、市民、民間団体*、事業者、市等が協力し、連携して、きめ細かな施策の展開を図り、窒素*やりん*などの汚濁物質の削減による水質の浄化を促進します。

- 市民は、市や民間団体*と連携し、水質調査や生活排水対策推進計画*等の策定に参加や協力をするとともに、家庭における水質浄化や下水処理施設の適正化に努めます。
- 事業者は、水質調査等に協力するとともに、事業活動に伴う水質の監視や環境負荷の低減化を徹底します。特に農業においては、過剰施肥を防止するなど施肥の適正化および家畜排せつ物の適正処理による環境負荷の低減に努めます。
- 市は、市民参加等による詳細な水質の状況把握や新たな生活排水対策推進計画*等を策定し、流域ごとにきめ細かな水質浄化施策の展開を図ります。また、下水処理施設の整備や普及、家庭や事業者の排水に対する監視や指導を強化するほか、県や流域市町村と連携し、広域的な水質浄化対策の展開を図ります。

■ 市民が 取り組むこと

1 調査・保全事業等への参加・協力

- 市や民間団体*が実施する流域の負荷状況や水質等の調査に参加や協力をするとともに、生活排水対策推進計画*等の策定に参加し、意見や提言を反映します。
- 市や民間団体*が企画する水質浄化活動に参加や協力をします。
- 路面排水対策として、市等の実施する歩道や側溝等の清掃に積極的に参加や協力をします。

2 家庭における水質浄化対策の実践

- 調理くずを適正に処理し、合成洗剤等の使用を控え、生分解性*の石けんを使うなど、水質に配慮し、上手に水を使います。
- 食用油は使い切るか、共同回収に協力します。
- ディスポーザ*の設置に際しては、単体では設置せず、水質保全のためのディスポーザ*排水処理システムを併設し、公共下水道、農業集落排水施設、高度処理型合併処理浄化槽*に接続します。(ディスポーザ*対応型高度処理浄化槽でも可)

3 公共下水道等への積極的接続

- 公共下水道、農業集落排水施設の整備区域では、速やかに下水道等に接続します。

4 高度処理型合併処理浄化槽*の導入と適正な管理

- 下水道等の認可区域外では、高度処理型合併処理浄化槽*を導入するとともに、設置後の保守点検や清掃を徹底します。

5 民間団体*活動の展開

- 市と連携し、市民参加による自然環境実態調査や水質調査等を企画、運営します。
- 地域における水質保全や浄化活動、意識啓発活動を企画し、展開します。
- 茨城県霞ヶ浦環境科学センター*を水質浄化に関する取組の拠点として活用します。

事業者が 取り組むこと

1 調査・保全事業等への参加・協力

- 市民参加による水質調査や保全事業に対するボランティア参加等の人的支援や基金等の経済的な支援を行います。

2 事業所における汚濁負荷の低減

- 水質管理の徹底と適正な水質浄化施設の整備や維持管理を図り、規制基準等を遵守します。
- 水質保全に関する立入検査やデータ等の提供に協力します。

3 農業における汚濁負荷の低減

- エコファーマー制度*を活用するなどにより低農薬栽培や有機栽培*への転換を図り、農業による水質汚濁負荷の低減に努めます。
- 水田やハス田においてかけ流しの防止や畦畔の保全等により表面水の流出防止に努めます。畑においては表土流出の防止作物（カバークロープ）の作付け等による養分の流出抑制に努めます。
- 適正な家畜排せつ物たい肥化施設、負担軽減施設*及びし尿処理施設の整備を図るとともに、維持管理を徹底します。

4 漁業における汚濁負荷の低減

- 養殖の実施に際しては、給餌量等の適正化を図り、水質汚濁負荷低減に努めます。



市が 取り組むこと

1 流域別生活排水対策等の推進

- 市民や民間団体*の参加により生活排水対策推進計画*を見直し、河川ごとの特性や課題に応じた流域別の計画を策定し、流域の住民や事業者と連携した、きめ細かな浄化対策を推進します。(環境保全課)
- 工場、農業者、漁業者など事業者への水質改善指導等を徹底します。(環境保全課、下水道課、農林水産課、耕地課)

2 水質監視体制の強化

- 公共用水域*及びゴルフ場排出水の定点モニタリング*調査を継続的に実施し、水質の状況を監視します。(環境保全課)

3 下水処理施設の整備・普及

- 窒素、りん*の除去可能な公共下水道及び農業集落排水施設の整備を推進するとともに、整備済み区域における水洗化を指導し、普及の徹底を図ります。(下水道課、耕地課)
- 合流式下水道については、雨水滞水池及び流出抑制施設の整備により、公共用水域*の水質保全を図ります。(下水道課)
- 下水道管渠等の清掃、ポンプ場の改築修繕、マンホールの鉄ふた交換など、下水道の永続的な機能を確認するための関連施設の維持管理を推進します。(下水道課、耕地課)
- 下水道認可区域外では、高度処理型合併処理浄化槽*の導入を促進するため、啓発を進めるとともに、導入に際しての補助を継続します。また、浄化槽は高度処理型合併処理浄化槽*に限定するような規制についても、条例化等を含め、検討します。(環境衛生課)

4 家庭排水対策の強化

- 家庭における水質浄化を促進するため、水を汚さない方法などを普及するとともに、下水道施設の見学会や広報による意識啓発等を推進します。(環境保全課、下水道課、耕地課、指導課)
- 「家庭排水浄化推進協議会*」による、霞ヶ浦の水質改善に向けた活動を推進します。(環境保全課)
- 浄化槽等の適切な管理を徹底するため、指導を強化します。(環境衛生課)
- 使用済みの食用油の回収を行うほか、食用油の使い切り運動を促進します。(環境保全課)
- ディスポーザ*の設置に際しては、水質保全のため、単体での設置を禁止するとともに、ディスポーザ*排水処理システムとの併設により、公共下水道、農業集落排水施設、あるいは高度処理型合併処理浄化槽*へ接続するよう指導します。(ディスポーザ*対応型高度処理浄化槽でも可)(下水道課、耕地課、環境衛生課、環境保全課)

5 事業者の排水対策の強化

- 条例等の対象工場や事業所への立入検査や改善指導を行い、規制基準の遵守を徹底します。(環境保全課, 下水道課, 耕地課)
- 規制対象外の小規模事業所等に対する適正な排水処理施設の整備等を指導します。(環境保全課, 下水道課, 耕地課)
- 畜産農家に対し、家畜排せつ物管理の実態調査や巡回指導を実施します。(農林水産課, 環境保全課)
- 農業における農薬や施肥の適正化を指導するとともに、環境保全型農業*への転換を促進します。(農林水産課)
- 農地からの表面水や肥料の流出抑制を指導します。(農林水産課)
- 養殖における給餌等の適正化を指導します。(農林水産課)
- 公共施設における水質浄化対策を徹底するとともに、調理設備等における排水施設を改善します。(管財課, 学務課, こども福祉課, 生涯学習課, 第一給食センター, 第二給食センター)

6 水質浄化事業の推進

- 市内2箇所にある生活排水路浄化施設(虫掛地内: バイオモジュール方式*, 沖宿地内: 四万十川方式*)やホテイアオイ栽培など、従来の直接的な水質浄化を推進するとともに、近年の技術革新を活用した新たな浄化対策を検討します。(環境保全課)
- 国・県と協力し、河川や湖沼における水生植生の復元や多自然型護岸*整備等を促進し、水辺の自然の浄化能力の向上を図ります。(環境保全課, 道路課, 耕地課)

7 市街地対策の推進

- 国、県と協力し、道路・雨水排水路の清掃の強化を図るとともに、歩道や側溝等については、地元住民の協力を得て清掃を実施するなど、市街地からの汚濁物質の流出抑制に努めます。(道路課, 下水道課, 環境衛生課)

8 広域的浄化対策の推進

- 流域市町村で組織する霞ヶ浦問題協議会との連携を強化し、霞ヶ浦流域の一体的な対策の促進に努めます。(環境保全課)
- 国の霞ヶ浦導水事業*や霞ヶ浦水源地域整備事業*については、市民への情報提供体制を強化するとともに、事業の効果や影響に留意し、必要な対策については国に要望していきます。(環境保全課, 企画調整課)

9 茨城県霞ヶ浦環境科学センター*を基盤とした水質浄化に関する連携の強化

- 茨城県霞ヶ浦環境科学センター*を基盤とし、県、事業者、研究者、市民等と連携した水質浄化に関する取組を強化します。(環境保全課)



環境目標 ② 深呼吸が心地よい、さわやかな空気

■ 環境の現状と課題

● 大気汚染の状況と「地球の大気環境の配慮」「大気汚染対策」の必要性

- ・ 一般環境大気測定局の環境基準*は概ね達成されていますが、法令等や公害防止（環境保全）協定*等に基づき、市及び県による工場等の監視・規制を引き続き行うとともに、家庭や農地等における焼却行為への対策も行っていく必要があります。
- ・ 主要幹線道路の沿道では浮遊粒子状物質*の環境基準*未達成の地点が見られます。自動車利用の抑制や低公害車*の導入など、自動車交通等に起因すると思われる都市型の大気汚染への対応が必要となってきました。
- ・ 資源保護、地球温暖化対策の観点から、省エネルギーのより一層の推進や、新エネルギー*の導入について、総合的に対策を進めていく必要があります。

■ 施策の体系

環境目標 ② 深呼吸が心地よい、さわやかな空気

主要施策 2-1 地球の大気環境への配慮

温室効果ガス*の削減、フロン*の適正処理の徹底、酸性雨*の監視体制の強化など、地球環境保全の観点から大気質の保全を図ります。

- 地球環境の現状の把握に努めます。
- 省エネルギー化や新エネルギー*利用の促進を図り、自動車利用の抑制を進め、温室効果ガス*の排出を減らします。
- 熱帯林など森林の保護につながる行動をします。
- オゾン層*の保護のため、特定フロン*を適正に処分します。
- 酸性雨*の原因となる汚染物質を出さないようにします。

主要施策 2-2 大気汚染対策の推進

良好な大気環境が維持されるよう、自動車の利用抑制や低公害化などによる自動車排出ガス対策を進めるほか、家庭や工場・事業所における焼却行為やばい煙*発生施設等の適正化によるばい煙*等の大気汚染物質の低減化を図ります。

- 大気質の調査や監視を継続して行います。
- 家庭や工場・事業所での大気汚染対策を更に進めます。
- 自動車利用を控えたり、公共交通や自転車の利用を進めます。
- 低公害車*の購入や環境への負荷の少ない自動車の乗り方を心掛けます。

■ 達成目標

- 温室効果ガス*の削減
- 大気に係る環境基準*の達成

- ・ 行政の事務や事業に関して発生する温室効果ガス*を削減し、率先して地球温暖化を防止するための計画を策定し、実行します。
- ・ 計画期間中の大気に係る環境基準*の全項目達成を目指します。



主要施策2-1 地球の大気環境への配慮

■ 施策の方針

温室効果ガス*の削減，フロン*の適正処理の徹底，酸性雨*の監視体制の強化など，地球環境保全の観点から大気質の保全を図ります。

- 市民は，地球の大気環境を保全するため，省エネルギー化や熱帯林の保護に配慮して生活するとともに，フロン*の適正処分に協力します。
- 事業者は，地球の大気環境を保全するため，省エネルギー化や熱帯林の保護，酸性雨*の防止等に配慮した事業活動を展開するとともに，フロン*の回収や破壊処理を適正に実施します。
- 市は，地球の大気環境を保全するため，地球温暖化防止に関する計画である土浦市役所環境保全率先実行計画*及びISO*14001に基づき地球環境に配慮した率先的な事務や事業を展開するほか，地球温暖化対策地域推進計画*を策定し，市民や事業者の取組の支援・指導をします。また，酸性雨*については，モニタリング*体制を強化し，状況を監視します。

■ 市民が 取り組むこと

1 温室効果ガス*の削減

- 省エネルギー化の推進や新エネルギー*利用への転換を進めます。(詳細はP.81「主要施策7-1」参照)
- 自動車利用の抑制や低公害車*等の購入，無駄な燃料消費をしない適正な運転に努めます。(詳細はP.58「主要施策2-2」参照)

2 熱帯林の保護

- 紙を無駄なく使うとともに，再生紙や間伐材*など熱帯の木材を利用しない製品を選択し，購入します。

3 オゾン層*の保護

- ノンフロン*製品の購入を進めるとともに，フロン*を使用した家電製品や自動車等を適正に処分します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 温室効果ガス*の削減

- 省エネルギー化の推進や新エネルギー*利用への転換を進めます。(詳細はP.82「主要施策7-1」参照)
- 自動車利用の抑制や低公害車*等の購入，無駄な燃料消費をしない適正な運転に努めます。(詳細はP.59「主要施策2-2」参照)

2 熱帯林の保護

- 建設事業における国産材の利用を促進します。
- 紙を無駄なく使うとともに，再生紙や間伐材*など熱帯の木材を利用しない製品を選択し，購入します。
- 新型型枠材や間伐材*等を活用した熱帯材の代替製品の開発や販売を進めます。

■ 市が
取り組むこと

3 オゾン層*の保護

- フロン*ガスに関する規制を遵守し、回収及び適切な処理を徹底します。
- 生産工程や製品のノンフロン*化を推進するとともに、製品等に含まれるフロン*ガスの有無や適正な処分方法を表示します。

4 酸性雨*の防止

- 新エネルギー*などクリーンなエネルギーの利用や低公害車*の導入、ばい煙*除去設備の整備など、事業活動に伴う酸性雨*の原因物質を含むばい煙*等の排出を抑制します。

1 温室効果ガス*の削減

- 土浦市役所環境保全率先実行計画*及びISO*14001の認証を受けた土浦市環境マネジメントシステム*に基づき、省エネルギー化等の施策を率先的に実行します。(詳細はP.82「主要施策7-1」参照)
- 省エネルギー化の推進とひまわりからのバイオディーゼル燃料(BDF)やバイオエタノールなどのバイオマス*起源の新エネルギー*利用への転換を進めるための総合的な施策を実施します。(詳細はP.83「主要施策7-1」参照)
- 地球温暖化対策地域推進計画*を検討し、市民、事業者、市の協働による省資源・省エネルギー化、新エネルギー*利用の仕組みづくりを推進します。(詳細はP.82「主要施策7-1」参照)
- 庁内において自動車の利用抑制や低公害車*等への転換を進めるほか、市民や事業者への普及を進めます。(詳細はP.60「主要施策2-2」参照)

2 熱帯林の保護

- 公共事業等における国産型枠材や鋼製型枠の使用や木製型枠の再利用などを促進するとともに、民間事業者への国産型枠材や鋼製型枠の利用や木製型枠の再利用を奨励します。(環境保全課、耕地課、水道課、公園街路課、道路課、住宅営繕課、下水道課)
- 間伐材*製品や再生紙等の利用を促進し、熱帯林製品の利用を抑制します。(総務課、教育総務課、会計課)

3 オゾン層*の保護

- 庁舎や公共施設の設備等におけるノンフロン*化や、フロン*の適正処理を率先的に推進します。(環境保全課、住宅営繕課、学務課、管財課、消防本部総務課、水道課、生涯学習課、教育総務課)
- ノンフロン*機器や製品等についての情報を提供し、家庭や事業所におけるノンフロン*化を促進します。(環境保全課)
- 家電製品等に使用されているフロン*の処理方法についての知識の普及や意識啓発を行い、家庭内フロン*の適正処理を促進します。(環境衛生課)
- 事業者による特定フロン*の適正処理について指導を強化します。(環境衛生課)

4 酸性雨*の防止

- 工場や事業所等のばい煙*発生施設に対する指導を行い、規制遵守を徹底します。(環境保全課)
- 定期的な酸性雨モニタリング*調査を実施し、状況を把握します。(環境保全課)

主要施策2-2 大気汚染対策の推進

■ 施策の方針

良好な大気環境が維持されるよう、自動車の利用抑制や低公害化などによる自動車排出ガス対策を進めるほか、家庭におけるごみの野外焼却や焼却設備の適正化や、事業所におけるばい煙*発生施設の適正な管理により、ばい煙*等の大気汚染物質の低減化を図ります。

- 市民は、自動車利用の抑制や低公害車*などの環境に配慮した自動車の購入、使用を進めます。また、ダイオキシン類*の発生や近隣の迷惑となるようなごみの野外焼却は行いません。
- 事業者は、事業活動に伴うばい煙*の発生や焼却行為について規制や基準を遵守し、低減に努めるとともに、自動車利用の抑制や低公害車*などの環境に配慮した自動車の購入や使用を進めます。
- 市は、大気質のモニタリング*調査体制を強化するとともに、事業所から発生するばい煙*や焼却行為に対する検査、指導や家庭での野外焼却に対する指導を徹底します。また、市民、事業者の自動車の利用抑制や低公害車*の利用等の取組を支援するほか、自らの事業に伴う自動車による環境負荷の低減を推進します。

■ 市民が 取り組むこと

1 自動車の抑制

- できるだけ歩いたり、公共交通、自転車等を活用し、自家用車の利用を減らします。

2 環境への負荷の少ない自動車の購入

- 自動車の購入時には、低公害車*、低排出ガス認定車*や低燃費車*などの有害ガス等の排出量が少ない自動車を選択します。

3 自動車の適正な使用

- 急発進や不要なアイドリング*をしないなど、エコドライブ*を心掛けます。
- 無駄な燃料消費や有害化学物質*の排出を抑えるため、こまめに点検や整備をします。

4 暮らしにおける大気汚染への配慮

- ごみ等の野外焼却は、有害化学物質が発生する恐れがあることから行いません。

■ 事業者が
取り組むこと

1 大気に係る規制・基準の遵守

- 法令等に基づき、ばい煙*発生施設や粉じん発生施設等の適正化，維持管理を徹底するとともに，ばい煙*の排出状況を監視し，一層の低減化に努めます。
- 市と公害防止（環境保全）協定*を結び，積極的な環境保全に努めます。
- ボイラー等の燃料については低硫黄燃料の使用に努めます。
- ごみの野外焼却や小型焼却炉の使用をやめるとともに，基準に適合する焼却施設の維持管理を徹底します。
- 農作業の一環で行う農作物の焼却についても，周辺住民等に事前に知らせるなどの配慮をします。
- 市で実施する法令等に基づく立入検査に協力するとともに，自主的な調査データ等を積極的に公開します。

2 自動車利用の抑制

- 通勤には，公共交通の利用や自動車の相乗りなどをして，自家用車の利用を減らします。
- 共同輸送をしたり，空荷発生の回避などを図って，効率的な輸送をします。

3 環境への負荷の少ない自動車の購入

- 自動車の購入時には，低公害車*，低排出ガス認定車*や低燃費車*などの有害ガス等の排出量が少ない自動車への転換を進めます。

4 自動車の適正な使用

- 急発進や不要なアイドリング*などをしない，エコドライブ*を心掛けます。
- 無駄な燃料消費や有害化学物質*の排出を抑えるため，定期的な点検や整備をします。
- 不純物等のない適正な燃料を使用します。

■ 市が
取り組むこと

1 大気質監視体制の強化

- 幹線道路における排気ガス等のモニタリング*調査やダイオキシン類*のモニタリング*調査を継続的に実施し，大気質の状況を監視します。（環境保全課）
- 光化学スモッグの監視を行い，情報の提供をします。（環境保全課）

2 家庭における大気汚染対策の促進

- 家庭ごみの不適正な野外焼却の禁止について，周知を徹底します。（環境衛生課）

3 事業所における大気汚染対策の促進

- 法令等に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化、自己検査や報告等を指導するとともに、定期的な立入検査や改善指導等を行い、規制基準の遵守を促します。(環境保全課)
- 企業と公害防止(環境保全)協定*を結び、ばい煙*発生施設の上乗せ規制、使用燃料の低硫黄化、燃料転換、自己検査の報告義務化などを定め、これに基づく指導やパトロールを行います。(環境保全課)
- 公共施設における、ばい煙*発生施設の維持管理を徹底するとともに、定期的な検査等を行い、規制基準を遵守します。(環境衛生課、学務課、第一給食センター、第二給食センター)
- 公共施設のボイラー等の燃料については低硫黄燃料の使用に努めます。(環境衛生課、学務課、第一給食センター、第二給食センター、下水道課、水道課)

4 自動車利用の抑制化

- 市内におけるノーマイカーデーの実施、相乗り通勤、自動車の効率的運行や自転車利用の促進など、市による率先的な自動車の利用抑制策を推進します。(環境保全課)
- 広報等により、市民や事業者への自動車利用抑制の意識の啓発や普及に努めます。(環境保全課)
- 共同輸送等の先進的な取組について、情報の提供など支援に努めます。(環境保全課、商工観光課)

5 環境への負荷の少ない自動車の普及

- 市の所有する公用車は、順次、低公害車*や低排出ガス車*等へ転換します。(環境保全課、管財課、消防本部総務課、水道課)
- 市民、事業者による低公害車*や低排出ガス車*等の利用への転換が進むよう、情報を提供します。(環境保全課)

6 自転車利用の促進

- 放置自転車等の再使用を図ります。(生活安全課)
- 駐輪場の整備などにより、市民等が自転車を利用しやすい環境を整備します。(生活安全課)
- 電動アシスト付自転車を含め、自転車レンタル等の新たな自転車利用普及策を検討します。(商工観光課)

7 自動車の適正な使用の普及

- 広報等により、市民、事業者によるエコドライブ*、適切な整備や点検等の意識啓発と習慣化を促進します。(環境保全課、生活安全課)

8 自動車に頼らない交通基盤の整備

- 公共交通の利便性の向上に努めます。(詳細はP.109「主要施策12-1」参照)
- 歩行者や自転車が利用しやすいみちづくりを推進します。(詳細はP.111「主要施策12-2」参照)

環境目標 ③ 水の循環を支える、汚染のない健全な土

■ 環境の現状と課題

● 土壌環境の状況と「土壌環境の保全」の必要性

- ・ 調査地全地点で、環境基準*を満たしています。
- ・ 地下水については、昭和47年頃に地下水位がやや低下傾向にありましたが、近年は工業団地における揚水量規制等の削減措置によって安定しており、顕著な変動は見られていません。
- ・ 近年、地下水位は安定した状態にあります。今後も引き続き、地下水の保全と管理を適切に行う必要があります。
- ・ 農地・樹林地の保全や雨水浸透施設の設置等により積極的な地下水涵養を図っていく必要があります。
- ・ 家庭や事業所からの有害化学物質*の排出や、農業における施肥や農薬による影響が懸念され、これらに対する適切な指導・対策が必要となっています。
- ・ 新治地区においては、地下水の硝酸性窒素濃度の高い地域があり、国、県と協力して対策を進めていく必要があります。

■ 施策の体系

環境目標 ③ 水の循環を支える、汚染のない健全な土

主要施策 3-1 土壌環境の保全

良好な土壌環境が維持されるよう、家庭や事業所からの有害化学物質*の拡散防止を徹底し、農業における施肥や農薬を低減します。また、自然の水の循環機能を保全して、地下水の健全性を守ります。

- 土壌、地下水等の調査や監視を継続的に行います。
- 家庭や事業所で、有害化学物質*を含む製品等の適正な使用や管理を行います。
- 農薬や肥料の適正量による使用を進めるなど、環境保全型農業*への転換を図ります。
- 地下水涵養に配慮し、緑地の保全、舗装や排水施設の透水化を進めます。
- 放流先のない地域で、生活排水を処理し、地下浸透する場合は、高度処理型合併処理浄化槽*等により、窒素*の濃度を下げ、地下水の涵養に配慮します。
- 「土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例*」の適正運用に努め、汚染の未然防止を図ります。

■ 達成目標

- 土壌に係る環境基準*の達成
- 地下水の保全

- ・ 計画期間中の土壌における環境基準*全項目の達成維持を目指します。

主要施策3-1 土壌環境の保全

■ 施策の方針

良好な土壌環境が維持されるよう、家庭や事業所からの有害化学物質*の拡散防止を徹底し、農業における施肥や農薬を低減します。また、自然の水の循環機能を保全して、地下水の健全性を守ります。

- 市民は、家庭からの有害化学物質*の拡散を防止するほか、環境保全型農業*等の振興に協力するとともに、自宅における雨水の地下浸透を推進します。
- 事業者は、ばい煙*の発生や排水等に起因する有害化学物質*の拡散を防止するほか、開発等に際しての雨水の地下浸透を推進し、農業者においては、循環型農業*や環境保全型農業*への転換に取り組めます。
- 市は、土壌、地下水等のモニタリング*調査体制を強化するとともに、家庭や事業所からの有害化学物質*の拡散防止に関する監視や指導を徹底するほか、農業者の循環型農業*や環境保全型農業*への転換を支援します。また、地下水環境に配慮し、揚水規制を継続するとともに、農地や樹林地等の保全、公共事業における雨水浸透施設の整備、農地への施肥の低減・家畜排せつ物の適正処理及び生活排水対策等を推進します。

■ 市民が 取り組むこと

1 有害化学物質*を含む製品等の適正な管理・使用

- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底など法令遵守、生産履歴記帳*の推進とともに、安全な管理を徹底します。

2 環境に配慮した農業への協力

- 低農薬栽培や有機栽培*による地場の産品を積極的に購入します。
- 農家等と連携した生ごみたい肥化事業等に参加や協力をします。

3 地下水涵養への配慮

- 雨水の地下浸透に配慮し、浸透性雨水ますなどの設置を進めます。
- 放流先のない地域で生活排水を処理し、地下浸透する場合は、高度処理型合併処理浄化槽*の設置等を進めます。

4 土地の埋立て等における配慮

- 土地の埋立て等に際しては、法令等を遵守します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 水質・大気汚染対策の強化

- 水質や大気に係る規制基準を遵守します。(詳細はP.50「主要施策1-1」及びP.59「主要施策2-2」参照)

市が
取り組むこと

2 廃棄物等の適正処理

- 産業廃棄物*は適正に処理します。
- 土地の埋立て等には、法令等を遵守します。

3 有害化学物質*等の適正な管理・使用

- PRTR*法に基づき工場や事業所等における有害となる化学物質の適正な保管、使用、輸送及び廃棄を徹底します。
- 有害化学物質*を発生するごみの野外焼却や小型焼却炉の使用をやめるとともに、基準に適合する焼却施設の維持管理を徹底します。

4 環境に配慮した農業への転換

- エコファーマー制度*を活用するなどにより低農薬栽培や有機栽培*への転換、施肥の適量化や流出の防止等を推進します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底などの法令遵守、生産履歴記帳*の推進とともに、安全な管理を徹底します。
- 市や関係団体と連携し、地域内の食品クズの利用や、窒素、りん*を吸収する作物の栽培による過剰施肥土壌の改良、飼料作物の栽培と地元での利用など、地域で発生する有機物を利用し、還元する循環型農業*の開発や展開に取り組みます。

5 地下水涵養への配慮

- 開発や建築等には、舗装、排水施設、調整池等の雨水の浸透化を図ります。
- 放流先のない地域で生活排水を処理し、地下浸透する場合は、高度処理型合併処理浄化槽*の設置等を図ります。

1 モニタリング*調査体制の強化

- 河川底質、水田土壌、地下水等のモニタリング*調査を継続的に実施し、土壌や地下水の汚染状況を監視します。(環境保全課)

2 監視・指導等体制の充実

- 大気や水質に係る条例等の対象事業所への立入検査や改善指導を実施し、規制基準の遵守を徹底します。(環境保全課)
- 家庭におけるごみの野外焼却の禁止、農薬や除草剤等の適正な使用や管理について、法令遵守を周知徹底します。(環境保全課、環境衛生課、農林水産課)
- 「土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例*」の適正運用を図ります。(環境保全課)
- 産業廃棄物*不法投棄の監視に努めます。(環境衛生課)

3 有害化学物質*を含む製品等の適正な管理・使用

- 公共施設で扱う除草剤や害虫駆除剤等は、安全性に配慮した製品を選択し、適正な使用方法を遵守するとともに、安全な管理を徹底します。(管財課、環境衛生課、公園街路課、スポーツ振興課、学務課)

4 環境に配慮した農業への支援

- 低農薬栽培や有機栽培*についての情報提供、技術研修や経済的な支援等を行い、転換を促します。(農林水産課)
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底などの法令遵守、生産履歴記帳*の推進とともに、安全な管理等に関する情報提供等の支援を行います。(農林水産課)
- 家畜排せつ物や食品クズのたい肥化や飼料化、窒素、りん*を吸収する作物の商品化や飼料作物の栽培とその作物の地元利用など、地域で発生する有機物を利用し、還元する循環型農業*の技術やシステムを研究します。(農林水産課)

5 地下水涵養への配慮

- 地下水涵養の観点から農地や樹林地などの計画的な保全を図ります。(農林水産課、公園街路課)
- 公共事業、公共施設の建設や民間の開発に際し、調整池、雨水排水施設、舗装や側溝などの雨水の浸透化を促進します。(住宅営繕課、下水道課、学務課、公園街路課、道路課、建築指導課)
- 地下水涵養、地盤沈下対策の観点から、工業団地等における揚水規制を適正に継続運用します。(環境保全課)
- 放流先のない地域で生活排水を処理し、地下浸透する場合は、高度処理型合併処理浄化槽*の設置等を指導します。(環境衛生課)
- 新治地区における、環境省による「硝酸性窒素総合対策モデル事業*」をふまえて、主な原因である農地への過剰施肥・家畜排せつ物及び生活排水対策を国・県と協力して進めるとともに、地域住民への啓発活動を行います。(環境保全課、農林水産課)



環境目標 4 ヨシがそよぎ、生き物が豊富な水辺

■ 環境の現状と課題

● 水辺の自然の状況と「水辺の生態系の保護」「水辺の保全・修復」の必要性

- ・ 土浦市は多様な水辺に恵まれ、水郷として特徴のある景観を有しています。しかし、現在では、水質の悪化やコンクリート護岸の整備、砂浜、アシ原の減少等により、豊かであった水辺の自然が徐々に失われてきています。
- ・ 貴重な水生生物や昆虫等が確認される一方で、メダカやホタルなど、里の水辺で普通に見られていた動物類が減少しています。
- ・ 魚類については、外来種が増え、既存の種が減少するなど、従来の生態系への影響が懸念されており、市民や釣り客の生態系に配慮したマナーの向上や監視等により、在来の生態系を保全していく必要があります。
- ・ 水辺の植生の復元や生態系に配慮した護岸の整備等により、水質の浄化や水辺の多自然化を促進し、水産資源の生息環境を維持するためにも、水辺の自然を守っていくことが必要です。

■ 施策の体系

環境目標4 ヨシがそよぎ、 生き物が豊富な水辺

主要施策4-1 水辺の生態系の保護

関係機関等と連携して、霞ヶ浦などに見られる地域の多様な生態系や貴重な生物種の保護に努めます。

- 水辺の生態系を把握し、関心を高めるため、自然環境実態調査や観察会等を行います。
- 水辺の生態系の保全や管理活動を展開するとともに、保護区の指定や保全や管理等の対策を検討します。
- 観賞魚等の適正な飼育のマナーや適正な釣りのマナーを普及します。
- 外来魚の捕獲や放流に対する監視など、外来魚対策を進めます。

主要施策4-2 水辺の自然の保全・修復

水辺の植生の修復や生態系に配慮した護岸の整備などによる水辺づくりなどを進め、生き物の生息環境の保全と修復を図ります。

- 自然環境実態調査を基に、多自然型の水辺づくりなど水辺の保全や修復活動を展開します。

■ 達成目標

● 水辺の自然情報図の作成

- ・ 市民参加による自然環境実態調査を実施し、水辺の自然情報を蓄積します。

主要施策4-1 水辺の生態系の保護

■ 施策の方針

関係機関等と連携して、霞ヶ浦などに見られる地域の多様な生態系や貴重な生物種の保護に努めます。

- 市民は、市や民間団体*と連携し、水辺の自然環境実態調査や生態系保護活動、清掃活動等を展開し、また、家庭では観賞魚等を適正に飼育し、管理します。
- 事業者は、市民や民間団体*が行う水辺の生態系保護活動等への支援を行います。また、関係事業者ごとに有害な外来魚の駆除や滞在者に対するレジャー上のマナー等を普及します。
- 滞在者は、生態系に配慮したレジャー上のマナーを遵守するほか、生態系保護活動又は募金等による支援に参加や協力をします。
- 市は、市民や民間団体*と連携し、水辺の自然環境実態調査や生態系保護活動、清掃活動等を展開するほか、生態系に配慮したマナーや行為を啓発し、不正行為などを監視します。

■ 市民が 取り組むこと

1 自然環境実態調査等への参加・協力

- 自然環境実態調査や観察会等への参加を通じ、水辺の自然への知識を高めます。
- 貴重種等に関する情報を市や民間団体*に提供し、共有します。
- 市民参加型の生態系保護活動や清掃活動、監視活動等に参加や協力をします。

2 ペット等の適切な飼育

- 観賞用魚類の放流等はしません。

3 民間団体*活動の展開

- 市と連携し、自然環境実態調査や生態系保護活動、清掃活動、監視活動等の企画や運営をします。
- 市や学校と連携し、生態系への関心を喚起する自然観察会等の企画や運営をします。

■ 事業者が 取り組むこと

1 自然環境実態調査等への参加・協力

- 自然環境実態調査や生態系保護活動等に対するボランティア活動等の人的な支援や経済的な支援を行います。

2 生態系に影響のある外来魚対策への協力

- 漁業関係者による捕獲・駆除事業等を推進します。
- 釣り客から外来魚を回収する仕組み等を検討します。

3 市民・滞在者への意識啓発

- ペットショップ、釣り具店、宿泊施設等において外来魚や観賞魚等の放流の違法性や適切な釣り具の使用等、生態系に影響を与えない行為等の周知や啓発をします。

■ 滞在者が
取り組むこと

1 レジャーに際しての生態系への配慮

- 違法な外来魚の放流や釣り糸や釣り針の投棄をせず、生態系に配慮したレジャー上のマナーを守ります。

2 生態系保全への協力

- 生態系保護に対する募金等の経済的な支援を図ります。

■ 市が
取り組むこと

1 自然環境実態調査の実施

- 新治地区における市民参加型の自然環境実態調査を実施し、市内全域について、霞ヶ浦や流入河川の流域ごとの水質や植生、生き物等の自然の状況を地図やデータとして蓄積します。(環境保全課)

2 貴重種生息環境や優れた生態系の保護・保全

- 自然環境実態調査等の結果を生かし、関係機関や地域住民等と連携して、保護区の指定や生息環境の維持や整備等について検討します。(農林水産課, 環境保全課)

3 自然観察会の実施

- 民間団体*と連携し、生態系への関心を高める観察会等の開催や民間団体*独自による観察会等の開催の支援をします。(環境保全課, 生涯学習課)

4 生態系に影響のある外来魚への対策

- 外来魚の持ち込み放流を禁止するための広報等を行います。(農林水産課)
- 国、県や関係機関等と協議して悪質な放流の予防対策について、条例による規制を含め、検討します。(農林水産課)
- 漁業関係等と連携して外来魚の捕獲事業を行います。(農林水産課)

5 ごみ不法投棄対策

- 岸辺、川底、湖底等の清掃活動やさわか環境推進員*制度の活用などによる不法投棄監視の強化を検討します。(環境衛生課)

6 釣り具の規制

- 生分解性*の釣り具や魚毒性のない釣り具使用の啓発を行うとともに、統一的な誘導策又は規制策などについて関係機関等と協議します。(商工観光課)

7 生態系保全財源等の検討

- 滞在者の協力を含めた新たな環境保全財源等の仕組みを、関係機関と連携し、検討します。(環境保全課)

主要施策4-2 水辺の自然の保全・修復

■ 施策の方針

水辺の植生の修復や生態系に配慮した護岸の整備などによる水辺づくりなどを進め、生き物の生息環境の保全と修復を図ります。

- 市民は、市や民間団体*と連携し、水生植生等の保全・再生事業を展開し、河川、ため池等の多自然型整備等に参加や協力をします。
- 事業者は、市民や民間団体*が行う水辺の保全活動等への支援を行います。
- 市は、市民や民間団体*と連携し、水生植生等の保全・再生事業、砂浜の復元、河川、ため池等の多自然型整備等を展開します。

■ 市民が 取り組むこと

1 保全・再生事業への参加

- 自然環境実態調査、ヨシ植え、清掃活動、草刈りなど、水辺の保全・再生事業に参加します。
- 河川やため池の改修等の計画に際しては、計画への意見や提言を示し、計画づくりに参加します。

2 民間団体*活動の展開

- 市と連携して、自然環境実態調査、河川改修等の計画づくりに参加や協力をします。
- 谷津田*の保全など地域の水辺保全活動を率先的に企画し、運営します。
- 河川敷やため池などの公有地の委託管理事業に参加します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 保全・再生事業への参加

- 水辺の保全活動に対するボランティア活動等の人的な支援や経済的な支援を行います。
- 休耕田等の所有者は、学校での食育*や体験教育、市民参加型保全活動等に農地の貸与や提供をします。

2 砂利採掘等に伴う水辺環境への配慮

- 砂利の採掘等の事業に際し、環境保全に配慮します。

■ 市が 取り組むこと

1 水生植生の保全・再生

- 自然環境実態調査の結果を活用し、市民や民間団体*と連携したヨシやマコモ、藻など多様な水生植生の保全や再生活動を推進します。(環境保全課)
- 貴重な植生域については、外来種の駆除等を行い、植生の維持や保全を図ります。(環境保全課)
- 市民や民間団体*による保全活動を支援します。(環境保全課)

2 多自然型水辺づくり

- 河川やため池の改修等に際しては、多様な野生生物の生息環境に配慮し、自然素材を利用した護岸整備、魚道の整備、瀬や淵の再生、遊水域の設置、河畔林や湖畔林の植林など多自然化を図ります。(耕地課, 道路課)
- 排水路や農業用水路等の多自然化を推進し、小川の再生を図ります。(下水道課)
- 河川やため池の改修等に際しては、できるだけ市民の意見を反映できるように検討します。(耕地課, 道路課, 下水道課)

3 谷津田*等里の水辺の保全

(詳細はP.73「主要施策5-1」参照)



環境目標 5 緑の連なり、木漏れ日のもりに息づく里の営み

■ 環境の 現状と課題

● 里の自然の状況と「里山*の自然の保全と生態系の保護」「農地や集落の保全と環境に配慮した農業の振興」の必要性

- ・ 土浦市では、まとまりある緑地がため池や谷津田*とともに良好な里山*環境を形成し、貴重な動植物の生息が確認されています。しかし、都市化の進展に伴い、里山*環境は徐々に改変され、動物類の分布域も減少しつつあります。
- ・ 今後、里山*の自然を守り再生するための対策を市民と市(行政)の協働で進めるほか、里山*の重要な要素である農地と集落を守るための仕組づくり、環境に配慮した農業の振興なども進めていく必要があります。

■ 施策の体系

環境目標5 緑の連なり、木漏れ日の もりに息づく里の営み

主要施策5-1 筑波山麓、平地林や谷津田など、 里山の自然の保全と生態系の保護

汚れた空気を浄化し、水の循環を保ち、土をつくるなど、地域の生態系の基盤となる筑波山麓、平地林や谷津田*などの里山の自然を守り、再生するため、各種の自然保護対策や地域で支えていく仕組みの確立を図るとともに、郷土の豊かな自然との共生の中で培われた知識や技術を後世へと伝えます。

- 総合的な緑地の整備方針を定めます。
- 自然環境実態調査を実施し、筑波山麓、平地林や谷津田*の状況を把握して、保全地区の指定など里山*の自然の保全や管理等の対策を検討します。
- 筑波山麓、平地林や谷津田*の保全、管理活動や営農、営林の支援をします。

主要施策5-2 農地や集落の保全と 環境に配慮した農業の振興

都市近郊型農業など農業の振興を図り、良好な農地や集落を保全するとともに、適正な施肥や有機農法*の普及を図り、環境に配慮した農業への転換を促します。

- 農業の近代化や後継者の育成等により、農業の経営基盤を強くします。
- 地元産の農産物の利用を拡大し、地場の農業の振興を図ります。
- 低農薬栽培、有機栽培*や循環型農業*への転換を支援し、環境保全型農業*を普及します。
- ハス田の活用や市民農園、クラインガルテン*の整備、休耕農地の転作やビオトープ*化などに取り組みます。

■ 達成目標

- 里の自然情報図の作成
- 市民による里山*等の保全・管理体制の確立
- 「緑の基本計画*」の策定による緑地率など具体的目標の設定

- ・ 市民参加による自然環境実態調査を実施し、里の自然情報を蓄積します。
- ・ 市民参加による樹林地、谷津田*等の保全・管理システムの確立に向けて取り組み、計画年度中に保全域等の確立を図ります。
- ・ 計画年度中に、緑の基本計画*を策定し、骨格的な緑地の保全方針や緑地率等の整備目標を定めます。



主要施策5-1 筑波山麓，平地林や谷津田*など，里山*の自然の保全と生態系の保護

■ 施策の方針

汚れた空気を浄化し，水の循環を保ち，土をつくるなど，地域の生態系の基盤となる山林や平地林，谷津田*などの里山*の自然を守り，再生するため，各種の自然保護対策や地域で支えていく仕組みの確立を図るとともに，郷土の豊かな自然との共生の中で培われた知識や技術を後世へと伝えます。

- 市民は，市や民間団体*と連携し，自然環境実態調査を実施し，里の自然を把握するとともに，緑地保全計画等の作成に参加や協力をし，里山*の保全や管理活動，営林や営農支援，不法投棄監視活動等を展開します。
- 事業者は，自ら山林や平地林，谷津田*など里山*の維持及び管理に努めるとともに，市民，民間団体*や市等が行う里山*の保全や管理活動，営林や営農支援等に参加や協力をし，それらの活動に必要な専門的な知識や技術を提供します。
- 滞在者は，市民，民間団体*や市等が行う，里山*の自然の保全や管理活動等に参加や協力をします。
- 市は，市民参加の下，自然環境実態調査を実施し，緑地保全計画等を立案するとともに谷津田*の保全方針を検討します。また，地権者や市民，民間団体*，事業者等と連携して，自然環境の保全や管理，営林や営農支援，不法投棄監視活動等を展開し，地域で里山*の自然を支えていく仕組みを検討します。

■ 市民が 取り組むこと

1 緑地保全計画等への参加・協力

- 「緑の基本計画*」の策定する際には，市で実施するアンケートや懇談会等に積極的に参加や協力をします。

2 保全・管理等への参加・協力

- 自然環境実態調査や観察会への参加，自主的調査活動等を通じ，山林や平地林，谷津田*など里山*の自然に関する情報の蓄積や知識を向上します。
- 市民参加型の里山*の保全や管理，植林事業，営農や営林支援活動等に参加や協力をします。

3 ごみ不法投棄対策

- 清掃活動や不法投棄監視活動等に参加や協力をします。

4 民間団体*活動の展開

- 「緑の基本計画*」の策定する際には，市で実施するアンケートや懇談会等に積極的に参加や協力をします。
- 市と連携し，市民参加による自然環境実態調査，里山*の保全や管理，営農や営林支援，不法投棄監視活動等の企画や運営をします。
- 公有地や民有林等の委託管理事業等に参加します。

5 ペット等の適切な飼育

- 里山*に，飼えなくなったペット等を放しません。

■ 事業者が
取り組むこと

1 保全・管理等への参加・協力

- 自然環境実態調査等に協力します。
- 市民参加による里山*の保全や管理、植林事業、営農支援活動等に参加や協力をするとともに、林地管理や営農技術等の知識を提供します。
- 耕作水田や営林地は、適切に維持管理します。

2 資源としての農業の推進

- 霞ヶ浦用水を利用した水稻・果樹園等を主体とした都市近郊型農業を進めます。

3 生態系に影響のある外来生物対策への協力

- 生態系の保護のため、外来生物の対策に協力します。

■ 滞在者が
取り組むこと

1 保全・管理等への参加・協力

- 市民参加型の保全や管理活動、植林事業、営農支援活動等に参加や協力をします。

■ 市が
取り組むこと

1 計画的な緑地保全方針の策定

- 「緑の基本計画*」を策定し、地域の骨格的な緑地の保全及び創造等に関する方針を定めます。(公園街路課)
- 計画策定に際しては、生態系に配慮した平地林、農地、水辺等の緑の連続性(緑の回廊)や、穴塚大池等の拠点的な緑地の保全や活用等に留意します。(公園街路課)
- 計画策定に際しては、市民や民間団体*の参加や協力を募り、市民の意見や提言を反映します。(公園街路課)
- 水と緑の保全と活用を図り調和のとれた景観の形成を、都市計画マスタープラン*等に基づき推進します。(都市計画課)

2 貴重種生息環境や優れた生態系の保護・保全

- 市民参加型の自然環境実態調査の企画や運営をし、地域ごとの植生、生き物の生息状況など、平地林や谷津田*の分布や自然環境等を把握し、地図やデータとして蓄積します。(環境保全課)
- 自然環境実態調査等の結果を生かし、地権者や市民、民間団体*との連携の下、保全地区の指定や生態系維持のための環境整備や管理施策等について検討します。(環境保全課、農林水産課)
- 民間団体*と連携し、生態系への関心を高める観察会等の開催や民間団体*独自による観察会等の開催の支援をします。(環境保全課、上高津貝塚、生涯学習課)

3 多面的な里山*保全施策の展開

- 保全上重要な平地林や谷津田*などについては、状況に適応した積極的な保全施策を検討します。(環境保全課、農林水産課)
- 地権者等と連携した民間団体*、ボランティアや地域コミュニティ等により、伝統的な里山*の管理技術等を継承し、平地林や谷津田*を維持し、管理していく仕組みを検討します。(環境保全課、農林水産課)

- 市民農園，クラインガルテン*やグリーンツーリズム*などレクリエーションや体験型の環境教育や環境学習の場として平地林や谷津田*を活用しながら，保全する仕組みを検討します。(環境保全課，指導課)
- 協力地権者を募り，市民参加による植樹や植林募金による里山*整備事業等を検討します。(環境保全課)
- 市民参加型の里山*保全活動の拠点の設置を検討します。(環境保全課)
- 平地林や谷津田*の保全財源として，既存の緑化基金*の活用等を検討します。(公園街路課)

4 営農・営林の支援

- 営農や営林者への経済的な支援等を検討します。(農林水産課)
- 事業者団体や民間団体*と連携し，林地管理や造林への支援，間伐材*等の新たな活用，水田オーナー制度*の展開など，営農や営林を維持し，支援していく仕組みを検討します。(農林水産課)
- 霞ヶ浦用水を利用した水稻・果樹園等を主体とした都市近郊型農業の展開を図ります。(農林水産課，耕地課)

5 ごみ不法投棄等への対策

- 平地林や谷津田*の清掃活動の展開や，さわやか環境推進員*制度の活用などによる不法投棄監視の強化を検討します。(環境衛生課，環境保全課)



主要施策5-2 農地や集落の保全と環境に配慮した農業の振興

■ 施策の方針

都市近郊型農業など農業の振興を図り、良好な農地や集落を保全するとともに、適正な農薬散布、施肥や有機農法*の普及を図り、環境に配慮した農業への転換を促します。

- 市民は、地場の農業の振興のため、地場の製品の消費を拡大するとともに、消費者としてのニーズを農家へ示します。また、民間団体*と連携して、地域と農家との交流や山の下草刈り、水田の“みお*”^{さら} 浚いなど協働事業等に取り組みます。
- 事業者は、地元と密着した営農に取り組むとともに、環境保全型農業*等への転換や都市農村交流事業等を進め、地域や環境との調和の中で農業の振興を図ります。
- 市は、農業経営基盤の強化策を推進するとともに、地場の農業、環境保全型農業*、都市農村交流事業等への取組を支援し、また、休耕地の有効活用等を促進します。

■ 市民が 取り組むこと

1 地場の農業の振興への協力

- 直売所の利用や契約栽培への参加等、地場の産品を積極的に購入します。
- 農家との交流イベント等に参加し、消費ニーズの提示、新しい調理法の紹介など地場の産品の販路拡大に協力します。
- 山林の下草刈り、水田の“みお*”^{さら} 浚いなどの協働事業等に取り組みます。
- 市民農園、クラインガルテン*やオーナー制度*に参加します。

2 民間団体*活動の展開

- 市や関係団体と連携し、市民と農家の交流イベント等の企画や運営に取り組みます。
- 市民農園、クラインガルテン*の開設やオーナー制度*等の企画や運営をし、地場の産品の販路拡大や谷津田*等の農地環境の保全を支援します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 地場の農業の振興

- 消費者のニーズ等を踏まえ、安心できる作物等を提供します。
- 直売所等の充実等を通じ、地域住民への販路を拡大します。
- 食品関係事業者は、地場の産品を積極的に取り扱い、消費者に広く宣伝をします。

2 環境保全型農業*の推進

- 低農薬栽培や有機栽培*の導入、環境負荷の少ない農業資材や機械の利用など、環境保全に配慮した農業を実践します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底などの法令遵守、生産履歴記帳*の推進とともに、安全な管理を徹底します。
- 生ごみのたい肥や地場産の飼料作物の利用など、地域内で生じた窒素*やりん*などを活用した循環型農業*の構築に取り組みます。
- 食品関係事業者は、環境保全型農産物を積極的に購入し、販路を拡大するなど、環境保全型農業*の普及を支援します。

市が 取り組むこと

3 都市・農村交流の推進

- 市民農園，クラインガルテン*やグリーンツーリズム*，エコツーリズム*等，地域の田園環境を生かした観光農業の展開や，ハス田や観光果樹園の活用により，都市住民との交流を図ります。
- オーナー制度*等への参加を通じ，地域住民や都市住民との交流を促進します。

1 農業経営基盤の強化

- 優良農地の集約化，良好な生産基盤の整備，経営及び流通の近代化，後継者対策の強化，銘柄品の開発，被害救済費の援助など農業の経営基盤の強化策を促進します。（農林水産課）
- 市街化区域内にある一定要件を充たす農地は，都市環境の保全や防災空間として大きな役割を果たすことから，生産緑地地区*の指定により貴重な緑としての保全を図ります。（農林水産課，耕地課）

2 地場の農業の振興への支援

- 学校給食等への地場の製品の利用や直売所の紹介，オーナー制度*の推進など，地元での地場の製品の消費拡大を図ります。（第一給食センター，第二給食センター，農林水産課）
- 民間団体*との連携により，市民（非農家）と農家の交流イベント等を企画し，地場の農業への関心を高め，協力を促すとともに，地域ニーズに則した農業経営等を促します。（農林水産課）

3 環境保全型農業*の推進への支援

- 低農薬栽培や有機栽培*等による環境への負荷の少ない農法についての情報提供，技術研修や経済的な支援等を行い，転換を促します。（農林水産課）
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底などの法令遵守，生産履歴記帳*の推進とともに，安全な管理に関する情報提供等の支援を行います。（農林水産課）
- たい肥化センター設置の支援，環境保全の取組を紹介するなど，地域的な環境保全型農業*の促進を図ります。（農林水産課）
- 窒素，りん*等を吸収する作物による富栄養分の回収，家畜用の飼料作物の栽培と利用など，循環型農業*の技術やシステムを研究します。（農林水産課）

4 都市・農村交流の支援

- ハス田を生かした観光拠点の整備や広報等による情報発信等，地域性を生かした観光農業の振興を支援します。（農林水産課）
- 体験農業や観光果樹園など，年間を通して楽しめる観光資源の活用を図り，都市住民との交流を進めます。（農林水産課，商工観光課）
- 市民農園，クラインガルテン*の開設を支援するとともに普及を促します。（農林水産課）

5 休耕地対策

- 減反水田や休耕地の転作，市民農園化，観光農園化，ビオトープ*化などの休耕地対策を促進し，農村部の活性化を図ります。（環境保全課，農林水産課）

環境目標 6 遊び、学び、みんなで支える自然

■ 環境の現状と課題

● 自然とのふれあいの場の状況と「多様な生き物をはぐくみ、地域の自然と触れ合える場の整備」の必要性

- ・ 筑波山麓や霞ヶ浦など土浦市の水や緑に代表される自然は、多様な生物の生息の場であるとともに、人々に安らぎを与える保養空間としても重要な機能を担っています。
- ・ 市内の中には自然と歴史・文化を活かした観光レクリエーション施設等が整備され、環境学習施設なども存在しています。
- ・ 優れた自然環境を活かした環境保全活動等も取り組まれており、近年はホテルの生育環境など小空間の復元に取り組む市民団体等の活動も見られます。
- ・ 今後は、ビオトープ*などの環境学習拠点の整備や管理の仕組づくりを進め、このような活動をより多くの市民に広げていく必要があります。

■ 施策の体系

環境目標 6 遊び、学び、 みんなで支える自然

主要施策 6-1 多様な生き物をはぐくみ、 地域の自然とふれあえる場の整備

地域の自然を学び、ふれあう場として、自然環境を生かした公園やビオトープ*の整備を推進します。

- 既存施設や地域の自然を活用し、多様な環境学習拠点を整備します。
- 湖岸や河川、斜面林等の自然を保全、再生し、ビオトープ*をネットワーク化します。
- 地域の人材や団体等を活用し、環境教育や環境学習を活発に展開します。

■ 達成目標

● ビオトープ* 1箇所/地域の整備

- ・ 各中学校地区に1箇所のビオトープ*を整備します。

主要施策6-1 多様な生き物をはぐくみ、地域の自然とふれあえる場の整備

■ 施策の方針

地域の自然を学び、ふれあう場として、自然環境を生かした公園やビオトープ*の整備を推進します。

- 市民は、市や民間団体*と連携し、ビオトープ*など環境学習拠点の整備や管理に取り組むとともに、環境教育や環境学習等に参加や協力をします。
- 事業者は、市民や民間団体が行う環境学習拠点の整備、環境教育や環境学習等を支援します。
- 市は、既存の施設や地域の自然環境を生かし、環境学習拠点やビオトープ*ネットワークを整備します。また、民間団体*と連携し、環境教育や環境学習の機会等の企画や運営をするほか、市民や民間団体*による環境教育や環境学習を支援します。

■ 市民が 取り組むこと

1 環境学習拠点等の整備・管理等への参加・協力

- 環境学習拠点やビオトープ*等の整備や管理等に参加や協力をします。

2 環境教育・環境学習への参加・協力

- 自然観察会等の環境教育や環境学習の機会への参加や自主的な環境学習を通じ、地域の自然への知識を深めます。
- 人材バンク制度*等に参加や協力をし、専門的なノウハウ等を提供します。

3 民間団体*活動の展開

- 学校や市と連携し、環境学習拠点やビオトープ*等の整備や管理等に率先的に参加します。
- 学校や市と連携し、市民参加型環境教育や環境学習等の機会の企画や運営をします。
- 人材バンク制度*等に参加や協力をし、専門的なノウハウ等を提供します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 環境学習拠点等の整備・管理等への参加・協力

- ビオトープ*や環境学習拠点等として休耕田や事業所未利用地を提供するなどして協力します。
- ビオトープ*等への廃材、リサイクル材等の提供に協力します。

2 環境教育・環境学習等への参加・協力

- 環境教育や環境学習等への人材や経済的な支援や協力を図ります。
- 人材バンク制度*等に参加や協力をし、専門的なノウハウ等を提供します。

市が
取り組むこと

1 環境学習拠点の整備・活用

- 茨城県霞ヶ浦環境科学センター*の運営に参加し、地域の環境学習拠点としての活用を図ります。(環境保全課)
- 穴塚大池周辺などの自然環境の保全や活用を図るため、自然保全活動、環境教育や環境学習の拠点を整備します。(環境保全課)
- 霞ヶ浦総合公園ネイチャーセンターの機能を強化するほか、霞ヶ浦インフォメーションセンターや土浦バイオパーク*など国の環境学習施設の活用を図ります。(公園街路課、環境保全課)
- 桜川など河川の親水化や多自然化を促進し、霞ヶ浦総合公園内の親水空間等の整備を行い、身近な環境学習の場として活用します。(公園街路課、道路課、環境保全課、耕地課)
- 北部山麓一帯の自然公園地域の緑地保全を図ります。(商工観光課、公園街路課)

2 ビオトープ*ネットワークの形成

- 地域住民等の参加により、鶴沼、旧桜川など地域の自然を生かしたビオトープ*等の整備を促進します。(環境保全課、耕地課)
- 霞ヶ浦沿岸や桜川などの河川の多自然化、連続する斜面林の保全など、地域の骨格的な自然の保全や再生を図り、ビオトープ*をネットワーク化するとともに、それらを遊歩道、散歩道などとして市民に開放する方策を検討します。(環境保全課)

3 地域の自然を生かした環境学習の推進

- 民間団体*と連携し、水辺ふれあい事業など体験型の環境教育や環境学習の機会を充実します。(環境保全課、指導課)
- 人材バンク*の派遣体制の整備など、市民や民間団体*の環境教育や環境学習に対する支援を行います。(環境保全課、指導課)
- こどもエコクラブ*、総合的な学習の時間*への支援等を通じ、学校での環境教育を強化します。(環境保全課、指導課)



環境目標 7 資源を大事に使う，環境に思いやりのある暮らし

環境の現状と課題

●エネルギー資源などの消費の状況と「省資源・省エネルギー・新エネルギー*利用の推進」の必要性

- ・多くの市民が暮らし，産業活動が活発に行われている土浦市では，大量のエネルギーを消費し，それに伴い二酸化炭素*などの温室効果ガス*を排出しています。
- ・市においては，住宅用太陽光発電システム設置費補助事業や「土浦市役所環境保全率先実行計画*」の策定などの取組を進めていますが，市内の電気，ガス，水道の消費量は，削減が進んでいない状況にあります。
- ・資源保護，地球温暖化対策の観点から，省エネルギーのより一層の推進や，新エネルギー*の導入について，総合的に対策を進めていく必要があります。

施策の体系

環境目標 7 資源を大事に使う， 環境に思いやりのある暮らし

主要施策 7-1 省資源・省エネルギー化， 新エネルギー利用の推進

節電や石油等燃料の削減，節水などにより限りある資源の効率的な利用を促進するほか，新エネルギー利用を普及し，温室効果ガスの削減や資源枯渇対策を促進します。

- エネルギーや水など資源の消費状況を把握し，暮らしや事業活動における省資源化や省エネルギー化を着実に進めます。
- エネルギーや水資源などの消費の少ない家電製品や設備等への転換を進めます。
- エネルギーや水資源などの消費の少ない家屋や事業所あるいは新エネルギー*利用の家屋や事業所の建築を進めます。

達成目標

●太陽光発電システムなどの新エネルギー*及び省エネルギーの普及

- ・エネルギー消費量の確実な削減のために新エネルギー*・省エネルギー設備の普及に努めます。

主要施策7-1 省資源・省エネルギー化，新エネルギー*利用の推進

■ 施策の方針

節電や石油等燃料の削減，節水などにより限りある資源の効率的な利用を促進するほか，新エネルギー*利用を普及し，温室効果ガス*の削減や資源枯渇対策を促進します。

- 市民は，日常生活における節電や燃料の削減，節水を推進するとともに，家電製品の購入や住宅の建設においても省エネルギー化や新エネルギー*利用に配慮します。
- 事業者は，事業活動における節電や燃料の削減，節水や新エネルギー*の導入を推進するとともに，省エネルギー化技術や省エネルギー型商品等を開発し，販売，普及します。
- 市は，地球温暖化防止に関する計画である土浦市役所環境保全率先実行計画*及びISO*14001に基づき，率先して省資源化や省エネルギー化に取り組むとともに，家庭や事業所における省資源化や省エネルギー化を促進するため，意識啓発や情報提供等の支援を行います。また，新エネルギー*利用等への転換を促進するため，新エネルギー*ビジョンを策定するとともに，地球温暖化対策地域推進計画*を策定し，総合的な支援施策を展開します。

■ 市民が 取り組むこと

1 省資源・省エネルギー化の推進

- 日常生活における節電や石油等燃料の削減，節水を心掛け，資源を有効に使います。
- 環境家計簿*を利用するなど，家庭でのエネルギー等の消費状況を把握し，無駄のない資源やエネルギーの利用に努めます。
- 我が家の環境大臣事業*へ登録するなど，家庭における省エネルギーの取組や環境情報の取得に努めます。

2 省エネルギー製品の購入

- 家電製品などを購入するときは，省資源・省エネルギー型の製品の購入に努めます。

3 省エネルギー型住宅の建築

- 断熱効果の高い建材や太陽熱システムを活用し，エネルギー消費の少ない住宅を建築します。

4 新エネルギー*の導入

- 太陽光発電システムなどのクリーンな新エネルギー*を住宅に導入します。

5 民間団体*活動の展開

- 省エネルギー化に関する知識や技術の普及活動等を展開します。
- 民間団体*施設への新エネルギー*利用を進めます。

事業者が 取り組むこと

1 省資源・省エネルギー化の推進

- 節電や石油等燃料の節減，節水に向けた目標値の設定や担当部署の設置など，計画的な推進体制をつくり，事業活動に伴う省資源化や省エネルギー化を着実に実行します。
- ひまわりからのバイオディーゼル燃料（BDF）やバイオエタノールなどのバイオマス*起源の新エネルギー*の導入を検討します。

2 新エネルギー*システム等の導入

- 熱回収やクリーンな新エネルギー*利用への転換など，環境にやさしいエネルギー技術を積極的に取り入れます。

3 省資源・省エネルギー製品等の開発と販売

- 省エネルギー化技術の開発や省資源化や省エネルギー化に配慮した製品の開発や販売に努めます。

4 省エネルギー情報の提供

- 製品のエネルギー効率に関する情報やエネルギー消費の少ない使い方など，省エネルギー情報の提供に努めます。

市が 取り組むこと

1 省資源・省エネルギー化施策の率先実行

- 土浦市役所環境保全率先実行計画*及びISO*14001認証を受けた土浦市環境マネジメントシステム*に基づき，引き続き庁内の省資源化や省エネルギー化に取り組み，年度ごとの実績を公表します。（環境保全課）
- 未利用エネルギーやコージェネレーションシステム*等の活用を進めます。（環境保全課）
- 屋外照明や公共建築における太陽光発電，雨水利用等の導入，節水型設備の整備など，公共施設に新エネルギー*利用設備や省エネルギー設備等を率先して導入します。（環境保全課，管財課，学務課，住宅営繕課，水道課，消防本部総務課）

2 省資源・省エネルギー化推進のための意識啓発等

- 地球温暖化対策地域推進計画*を策定し，市民，事業者，市の協働による省資源・省エネルギー化，新エネルギー*利用の仕組みづくりを推進します。（環境保全課）
- 家庭や事業者向けに広報等を配布し，省資源化や省エネルギー意識の高揚を図ります。（環境保全課，環境衛生課）
- 節電や節水に役立つ知識や器具等について情報を提供するほか，導入を促進するための補助制度等について検討します。（環境保全課）
- 環境家計簿*の配布や環境家計簿*事業を継続し，市民の日常生活での省資源化や省エネルギー化を促進するとともに，取組の状況や効果を公表します。（環境保全課）
- 我が家の環境大臣事業*への支援等を通じ，家庭における環境保全に関する取組を強化します。（環境保全課）
- 学校における省資源や省エネルギーのための活動や教育を推進します。（指導課，学務課，環境保全課，環境衛生課）

3 新エネルギー*・環境共生住宅*等の普及・促進

- 新エネルギー*の普及と導入促進のための新たな総合的な施策に取り組むため、「新エネルギー*ビジョン」を策定します。(環境保全課)
- ひまわりからのバイオディーゼル燃料(BDF)やバイオエタノールなどのバイオマス*起源の新エネルギー*導入を検討します。(環境保全課)
- 住宅用太陽光発電設備の補助事業を継続するとともに、環境共生住宅*等の普及を促進するため、新たな補助事業を検討します。(環境保全課)
- 新エネルギー*の導入に関する知識や疑問に応えるため、情報の提供に努めます。(環境保全課)



環境目標 8 ごみの少ない、ものを大切にする暮らし

環境の現状と課題

- ごみ排出の現状と「ごみの発生抑制（リフューズ）・排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進」「ものの循環を支える社会基盤の構築」の必要性

- ・市全体のごみの状況を見ると、排出量は少しずつ減少傾向にありますが、リサイクル率は横ばい傾向にあり、今後も継続的に対策を進めていく必要があります。
- ・発生抑制・排出抑制、再使用、再生利用を基本とする「もの」を大切にする暮らしを定着させ、ごみの少ない社会の実現をめざしていく必要があります。

施策の体系

環境目標 8 ごみの少ない、ものを大切にする暮らし

主要施策 8-1 ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用の推進

ごみの出ない暮らしや産業活動を広げるとともに、ごみを循環し、再使用、再生利用する新たなごみ処理システムを構築します。

- 循環型社会*に対応した新たなごみ処理の体制を築きます。
- 地域や学校での実践を通じ、ごみ問題に対する意識を高めます。
- ごみの出ない暮らしや事業活動を普及し、ごみの発生を抑制します。

主要施策 8-2 ものの循環を支える社会基盤の構築

環境に配慮した商品を広く普及するほか、ごみの再資源化を取り持つ地域ネットワーク等を構築し、物の再使用、再生利用の場を広げます。

- グリーン購入*を進め、リサイクル産業やリサイクル市場を活性化します。
- フリーマーケットやインターネット利用により、地域リサイクル活動を活性化します。
- 事業者の連携を促し、事業者間のごみの相互利用を広げます。

達成目標

- ごみ処理量の着実な削減（前年比マイナス）
- 「ごみ処理基本計画*」による削減量など具体的目標の達成

- ・ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用を促進し、ごみ処理量を着実に削減します。
- ・市は、計画期間内においてごみ処理基本計画*を見直し、新たなごみ回収・処理体制の構築、削減目標の達成に向けて取組の推進を図ります。

主要施策8-1 ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用の推進

■ 施策の方針

ごみの出ない暮らしや産業活動を広げるとともに、ごみを循環し、再使用、再生利用するごみ処理システムを構築します。

- 市民は、ごみの分別や適正処理を徹底するとともに、日常生活や消費生活の中で、できるだけごみの出ない暮らしを実践し、ごみ排出量を削減します。
- 事業者は、事業活動に伴うごみの減量化施策を計画的かつ着実に実行するとともに、ごみの出にくい製品、できるだけ長く使用できる製品、再使用や再生利用が可能な製品等の開発や販売に努めます。
- 市は、市民や事業者の取組を支援するとともに、更なるごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用を推進するごみ回収・処理体制を構築し、また、庁舎等におけるごみの減量の率先的な実践、学校における実践を通じたごみに関する環境教育等を推進します。

■ 市民が 取り組むこと

1 分別収集等の徹底

- 市のごみ出しルールに基づいた、適正なごみの分別を遵守します。
- 紙類の分別の徹底や生ごみの水切り処置など、より適切にごみの出し方に努めます。
- 家電リサイクル法*に定められた特定家電製品（計画見直し時点ではエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）については、販売店等に適切に引き渡します。
- 小売店などが実施している店頭での資源回収に積極的に協力します。
- パソコンや自動車について、適正に回収業者に引き渡します。

2 ごみの減量化

- 買い物袋の持参や詰め替え商品の購入など、ごみの出にくい商品を購入します。
- 食品くずを減らす、たい肥化を図るなど、生ごみの減量を推進します。

3 物の長期使用

- 長持ちする商品やリサイクル品の購入、修理等により、物を長く使う工夫をします。
- 不用品展示会に積極的に出向いたり、いらなくなったものを提供したりします。

4 民間団体*活動の展開

- ごみ分別の適正化やごみ減量化のための知識等の普及活動を展開します。
- 市と連携し、ごみの分別回収の細分化など、新たなごみ処理体制の研究や構築に取り組めます。

事業者が 取り組むこと

1 計画的な事業ごみの削減

- ごみ減量化計画等を作成し、従業員への啓発指導の強化や目標値等に基づく計画的なごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用等を推進します。
- 事業活動におけるごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用を徹底し、ゼロ・エミッション*化を目指します。
- 事業活動におけるごみの排出やリサイクルに際しては、法令等を遵守し、適正な処理を行います。

2 ごみ発生を抑制する製品開発・販売方法等の推進

- 容器包装*の簡素化や詰め替え製品、適量販売など、ごみの出にくい製品等の開発や販売を進めます。
- 自社製品の回収、再使用、再生利用など、製品等が循環する仕組みづくりに努めます。

3 長期使用できる製品等の開発・販売等

- できるだけ長く使える製品等の開発や販売を進めます。
- 共通部品の利用やメンテナンス体制の整備など、物を直して使う体制を強化します。

市が 取り組むこと

1 減量・再資源化システム強化

- 「ごみ処理基本計画*」に基づき、分別の細分化や排出者負担などの新たなごみ処理施策やシステムを構築します（環境衛生課）

2 行政関連の率直的なごみ減量化等の推進

- 庁舎その他の市公共施設等において、分別収集などによるごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用等に率直に取り組む、成果を公表します。（環境衛生課、環境保全課、管財課）
- パソコンや自動車について適正に回収業者に引き渡します。（行革情報政策課、管財課、水道課、消防本部総務課）
- 電気式生ごみ処理機*などを導入し、庁舎内生ごみのたい肥化を進め、市公共施設の植樹帯や花壇等に活用します。（環境衛生課、管財課、こども福祉課、第一給食センター、第二給食センター、学務課、療育支援センター、つくしの家、生涯学習課）
- 街路樹や公園等の樹木のせん定屑のチップ化、ペレット*化や落ち葉をたい肥化するシステムについて、事業を推進するとともに、民間施設の活用も含め、さらなる拡大に向けて検討します。（道路課、公園街路課、管財課、学務課）
- 公共事業における建築廃材の分別化やリサイクル化を推進します。（住宅営繕課、学務課、公園街路課、耕地課、都市計画課、道路課、下水道課、水道課）
- 農業排水施設から生じる汚泥の肥料化を推進します。（耕地課）

3 学校等における教育の充実

- 学校等における分別収集などによるごみの発生抑制，排出抑制，再使用，再生利用等の推進を通じ，児童，生徒のごみ問題への関心や意識高揚を図ります。（指導課，こども福祉課，環境衛生課）

4 家庭系ごみの減量化等への支援

- 分別品目の分類や回収方法，家電製品の処理方法など，ごみ出しのルールについて周知徹底します。（環境衛生課，消費生活センター）
- ごみ減量化のための知識や方法を多様な媒体・方法を使って普及します。（環境衛生課）
- 生ごみの家庭内処理を促進するため，コンポスト*容器，電気式生ごみ処理機*等への補助事業を継続します。（環境衛生課）
- 庭木のせん定屑のチップ化，ペレット*化や落ち葉をたい肥化するシステムについて，事業を推進するとともに，民間施設の活用も含め，さらなる拡大に向けて検討します。（環境衛生課）

5 事業系ごみの減量化等の指導

- 事業者のごみの発生抑制，排出抑制，再使用，再生利用等に関する意識を啓発します。（環境衛生課）
- 多量なごみを排出する事業者に対しては，減量化計画等の策定を指導します。（環境衛生課）



主要施策8-2 ものの循環を支える社会基盤の構築

■ 施策の方針

環境に配慮した商品を広く普及するほか、ごみの再資源化を取り持つ地域ネットワーク等を構築し、物の再使用、再生利用の場を広げます。

- 市民は、日常生活においてグリーン購入*を実践するとともに、フリーマーケットなどのリサイクル活動に積極的に参加や協力をします。
- 事業者は、事業活動におけるグリーン購入*を推進するとともに、エコマーク*商品等の開発や販売に努めます。また、資源物を効果的に再使用、再生利用するための事業者間の連携や交流を深めるとともに、適正なリサイクルを推進します。
- 市は、市民や事業者のグリーン購入*が進むよう、意識啓発に努めるとともに、率先的にグリーン購入*に努めます。また、リサイクル活動や事業者間の連携や交流が活性化するよう市民や事業者を支援し、廃棄物の適正処理と減量化を促進します。

■ 市民が 取り組むこと

1 グリーン購入*の実践

- 再生紙など環境負荷の少ない商品等を購入します。
- エコショップ*等を積極的に利用します。

2 リサイクル活動の活性化

- フリーマーケットやインターネット等を活用した不用品の利用や提供など、リサイクル活動に積極的に参加や協力をします。
- 地域における資源物の集団回収等に積極的に参加や協力をします。

3 民間団体*活動の展開

- 資源物の集団回収やフリーマーケットの企画や運営など、地域リサイクル活動の普及や拡大に取り組みます。

■ 事業者が 取り組むこと

1 グリーン購入*の推進

- 業務用品等は、再生紙など環境負荷の少ない製品に転換を進めます。

2 循環利用に配慮した環境にやさしい商品等の開発・販売等

- ごみを利用した再生製品や再使用、再生利用が容易な製品等の製造や販売を進めます。
- 環境負荷の少ない製品等を積極的に扱い、エコショップ*の認定を受けます。

3 事業者による共同循環システムの構築

- ごみの相互利用や共同資源化、農業と連携した生ごみたい肥化事業など、事業者間の連携を生かした循環システムの構築に努めます。
- オフィス町内会方式*等により、共同で資源を回収するなど、事業者同士の連携を図り、効率的な資源化を積極的に進めます。

■ 市が
取り組むこと

4 適正なリサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法*や家電リサイクル法*，食品リサイクル法*に基づく，適正なリサイクルを推進します。
- 資源有効利用促進法*や自動車リサイクル法*に基づき，パソコンや自動車の適正なリサイクルを推進します。

1 グリーン購入*の普及

- 行政による率先的なグリーン購入*を推進します。（環境保全課，会計課，消費生活センター，環境衛生課）
- 市民や事業者のグリーン購入*に対する意識を啓発します。（環境保全課，環境衛生課）
- エコショップ制度*の一層の普及促進を図ります。（環境衛生課）

2 リサイクル活動の拡大化

- リサイクル活動の拠点となるリサイクルセンターの整備を検討します。（環境衛生課）
- フリーマーケットや不用品の情報掲示，販売店回収の情報提供など，地域リサイクル活動を支援します。（消費生活センター，環境衛生課，商工観光課）

3 事業者による共同循環システムの構築支援

- 資源物の集団回収，農業と連携した生ごみたい肥化システムなど，ごみ循環に関する事業者間の連携について支援します。（環境衛生課）
- 事業系ごみのリサイクルルートを調査し，情報の提供に努めます。（環境衛生課）

4 適正なリサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法*や家電リサイクル法*，食品リサイクル法*の適切な運用と推進を図ります。（環境衛生課）
- 資源有効利用促進法*や自動車リサイクル法*に基づき，パソコンや自動車の適正なリサイクルを推進します。（環境衛生課）



環境目標 9 平穏で、健やかな暮らし

■ 環境の現状と課題

●身近な生活環境の現状と「身近な生活環境の保全」「有害化学物質*への対応」の必要性

- ・近年の公害*に関する苦情・相談の特徴としては、その原因が、産業型から、近隣の騒音や悪臭などの生活型へ移ってきていることが挙げられます。
- ・廃棄物の大規模不法投棄件数については、近年横ばいとなっており、今後も県と協力してパトロール等の取組を行っていく必要があります。
- ・自動車交通による騒音は、一部要請限度*を超えており、国や県など関係機関との連携による対策の必要があります。
- ・振動については、苦情件数は少ないものの、適正指導により未然防止を図る必要があります。
- ・近年、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）*やシックハウス症候群*、アスベスト（石綿）*など、有害化学物質*による健康や生態系への影響等が懸念されています。これらの問題に対しては、監視・抑制や情報の共有により、問題の未然防止を図る必要があります。

■ 施策の体系

環境目標 9 平穏で、健やかな暮らし

主要施策 9-1 身近な生活環境の保全

騒音、振動、悪臭などの規制を適正に実施するとともに、身近な生活環境への影響について監視し、公害*を未然に防止します。

- 各種の生活環境の状況に関する調査や監視を継続的に行います。
- 騒音、振動、悪臭等の公害*を出さないよう、環境に配慮した暮らしや事業活動を行います。
- 環境管理システムを導入し、自主的な環境保全体制を充実します。
- 中小事業者を支援し、環境保全対策を推進します。
- 近年、問題となってきた光害*について、対策を進めます。

主要施策9-2 有害化学物質への対応

有害化学物質などに関する情報を地域で共有し、問題の未然防止に努めるとともに、有害化学物質の使用削減などを推進します。

- 新たな環境問題に関する情報を集め、情報を共有します。
- 有害化学物質*の拡散状況に関する調査や監視を継続的に行います。
- 適正な焼却行為に努め、焼却炉の適正な維持管理を徹底して、ダイオキシン類*の拡散を防止します。
- 有害化学物質*の適正な管理や使用を徹底し、拡散を防止します。

達成目標

- 騒音に係る環境基準*内環境の維持
- ダイオキシン類*に係る環境基準*内環境の維持

・規制基準等を遵守し、騒音やダイオキシン類*の環境基準*内環境を維持します。



主要施策9-1 身近な生活環境の保全

■ 施策の方針

騒音、振動、悪臭などの規制を適正に実施するとともに、身近な生活環境への影響について監視し、公害*を未然に防止します。

- 市民は、騒音や悪臭を発生させない暮らし方に心掛けるとともに、公害*発生の監視に協力します。また、光害*などの新たな環境問題の防止に努めます。
- 事業者は、騒音、振動、悪臭の規制基準を遵守するとともに、先進技術の導入や環境管理体制の確立を図り、自主的な公害*防止対策に取り組みます。また、事業者は、日照や電波利用の障害が発生しない建築物等の建設を行うとともに、光害*などの新たな環境問題の防止に努めます。
- 市は、騒音、振動、悪臭に関するモニタリング*調査を充実し、監視や指導体制を強化するほか、事業者の環境管理体制の構築や中小事業所の環境保全に対する支援を行います。また、光害*の防止に努めるとともに、新たな環境問題に関する情報収集や提供体制を強化し、事業所、家庭における対応を指導するほか、新たな問題への対応に努めます。

■ 市民が 取り組むこと

1 暮らしにおける騒音、振動や悪臭への配慮

- 近隣への騒音、振動や悪臭に配慮した暮らしを実践します。(詳細はP.98「主要施策10-1」参照)
- 法律で禁じられている家庭ごみ等の焼却は行わず、一部例外で認められる場合においても、近隣への十分な配慮の下に行います。

2 公害*監視への協力

- 騒音、振動、悪臭等の公害*の発見時には直ちに市に通報します。
- さわやか環境推進員*に協力をし、地域の環境保全に努めます。

3 光害*への配慮

- 近隣に迷惑とならないような照明の位置や使用に心掛けます。

4 その他の新しい環境問題等への対応

- 新しい環境問題については、正確な情報の把握に努め、慎重に対応します。
- 原因などが不明で、国などの行政機関での規制等が実施されていないものについては、自己防衛に努めます。

■ 事業者が 取り組むこと

1 公害*関係の規制の遵守等

- 法令等に基づき、適切な施設整備、メンテナンス、モニタリング*調査の実施など騒音、振動、悪臭等の公害*に関する規制基準を遵守します。
- 市との公害防止(環境保全)協定*を積極的に締結します。
- 日照や電波利用上の障害が発生しないよう建築物等の建設を行います。

■ 市が
取り組むこと

2 自主的公害*防止対策の推進

- 自主的に騒音、振動、悪臭に対する上乘せ基準*等を設定するなど、環境保全対策の強化に努めます。
- 最新の環境保全関連情報の把握や学習に努め、先進的な環境保全対策に努めます。

3 環境管理体制の確立

- 環境管理計画等を策定し、環境管理目標の設定や担当部署や管理担当者を設置する等、環境マネジメントシステム（EMS）*を確立します。
- ISO*14001取得や公害*防止対策の状況を公表するなど、環境管理に対する社会的な責任の明確化に努めます。

4 中小企業における環境対策の推進

- 事業者団体等が実施する研修等への積極的な参加や行政等の経済的支援を活用し、公害*対策に積極的に取り組みます。
- 事業者間の交流や連携を強化し、情報やノウハウ等の交換を促進します。
- 環境保全に対する共同体制を構築し、取組に係る負担等を軽減します。

5 光害*への配慮

- 深夜営業などに際しては、騒音防止への配慮のほか、光による近隣への迷惑や農作物などの生物の生育等への影響に配慮し、適正に照明を設置し、使用します。

6 その他の新しい環境問題等への対応

- 新たな環境問題については、常に関心を持ち、最新情報の入手に努めるとともに、環境負荷の低減が必要なものについては、速やかに対応します。

1 騒音、振動の防止

- 工場や事業所、建設作業、カラオケや拡声器等を使用する営業などに伴う騒音や振動防止を図るため、関係機関と協力し規制への指導を徹底します。（環境保全課）
- 交通騒音については、主要幹線道路において面的評価支援システム*を導入し、モニタリング*を強化するとともに、関係機関との連携による低騒音舗装等の改善施策を推進し、また、良識ある交通マナーの普及や啓発を図ります。（環境保全課、公園街路課、道路課）
- 生活騒音については、近隣に配慮した良識ある生活マナーの普及や啓発を図ります。（環境保全課）

2 悪臭防止

- 工場、事業所、畜舎等への定期的な立入検査や改善指導を実施し、事業所等からの悪臭の発生を防止します。（環境保全課、農林水産課）

3 日照や電波障害の防止

- 日照や電波利用上の障害が発生しないよう建築物等の建設を指導します。（環境保全課、建築指導課）

4 環境管理体制の構築・強化

- 公害* 苦情への相談や対応体制を強化します。(環境保全課, 広報広聴課)
- 事業所に対して環境管理意識を啓発するとともに, 情報の提供等, 環境マネジメントシステム (EMS) * 構築に対する支援を行います。(環境保全課, 環境衛生課)
- 事業者との公害防止 (環境保全) 協定* 等の締結を促進します。(環境保全課)
- 学校教育の一環として, 簡易測定機器等を使った環境状況の把握等を行います。(環境保全課, 指導課)

5 中小企業への支援体制の整備

- 事業者団体等と連携し, 研修の実施や情報の提供など, 環境保全への取組を支援します。(環境保全課, 商工観光課, 環境衛生課)
- 事業者間の交流や連携体制の構築に対し, 支援を行います。(環境保全課, 商工観光課, 環境衛生課)

6 光害* への配慮

- 街路灯や公共施設の照明の設置や使用に際し, 近隣への迷惑や生物等への影響に配慮します。(公園街路課, 管財課)

7 その他の新しい環境問題等への対応

- 新たな環境問題等に関する情報収集体制を強化します。(環境保全課, 消費生活センター)
- 新たな環境問題等に関して広報等による適切な知識の普及を図るとともに, 市民からの問い合わせ等への対応体制を強化します。(消費生活センター, 広報広聴課)

主要施策9-2 有害化学物質*への対応

■ 施策の方針

有害化学物質*に関する情報を地域で共有し、問題の未然防止に努めるとともに、有害化学物質*の使用削減などを推進します。

- 市民は、適正なごみ処理によりダイオキシン類*の発生抑制に協力するほか、化学物質等による害のない製品の購入や農薬等の適正な使用や管理に努めます。
- 事業者は、法的に認められた廃棄物の焼却炉使用にあたっては、ダイオキシン類*の発生を抑制する適正な維持管理を徹底するとともに、事業に伴う有害化学物質*の適正な管理や使用を徹底するほか、化学物質等による人体や生態系へ害のない商品等の開発などの事業活動に努めます。
- 市は、新たな環境問題に関する情報収集や提供体制を強化するほか、有害化学物質*に関するモニタリング*調査を実施し、汚染の有無を監視します。また、事業所、家庭における有害化学物質*対策などを指導します。

さらに、清掃センター施設の適正化、農薬等の適正な使用・管理、公共施設で使用する建材、食器等の安全対策など公共施設における有害化学物質*対策を進めるほか、アスベスト（石綿）*などの問題への対応に努めます。

■ 市民が 取り組むこと

1 ダイオキシン類*対策の実践

- 家庭でも、ダイオキシン類*などの有害化学物質*が発生するおそれのあることから、ごみ等の野外焼却は行いません。
- ごみの分別を徹底するとともに、生ごみを出すときは、水切りをするなど、より適切な方法で排出するよう努めます。
- 塩化ビニール製品等の不適切な処分をするとダイオキシン類*を発生しやすい製品の使用を避けるように努めます。

2 有害化学物質*を含む製品等の適正な使用や管理

- 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）*やシックハウス症候群*を引き起こす誘因物質などの新たな有害化学物質*に関する正確な情報の把握に努め、より安全性の高い製品の購入や取扱に努めます。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の適正な使用方法を遵守するとともに、安全な管理を徹底します。

3 アスベスト（石綿）*対策の推進

- 法令等を遵守し、建築物の適正な解体を行います。

■ 事業者が 取り組むこと

1 ダイオキシン類*の発生抑制

- 排出ガスや排水等の規制基準を遵守します。
- ごみの野外焼却や小型焼却炉の使用を止めるとともに、基準に適合する焼却施設の維持管理を徹底します。

2 有害化学物質*等の適正な管理・使用

- PRTR*法に基づき工場や事業所等における有害化学物質*の適正な保管、使用、輸送、廃棄を徹底します。
- 農薬等の有害化学物質*を含む製品等の適正な使用と安全な管理を徹底します。

市が 取り組むこと

3 健康や生態系に配慮した製品の開発・販売

- 有害化学物質*等を使用しない又は発生しにくい製品の開発や販売を進めます。
- 有害化学物質*を含む製品等については、製品の使用者に適切な使用方法や危険性についての情報を提供します。
- 低農薬栽培や有機栽培*等の農業を推進します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質*を含む製品等の使用に関するポジティブリスト*の徹底などの法令遵守、生産履歴記帳*の推進とともに、安全な管理を徹底します。

4 アスベスト（石綿）*対策の推進

- 法令等を遵守し、建築物の適正な解体工事を行います。

1 監視体制の充実

- ダイオキシン類*のモニタリング*調査を継続的に実施するとともに、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）*等新たな有害化学物質*に対するモニタリング*体制の整備を検討します。（環境保全課）

2 ダイオキシン類*対策の推進

- 清掃センターにおけるダイオキシン類*対策を強化し、施設の維持管理を徹底します。（環境衛生課）
- 国や県との協力の下、事業所等に対する監視や指導を実施し、規制基準の遵守を徹底します。（環境保全課）
- 法で禁じられているごみの野外焼却について周知を徹底します。（環境衛生課）

3 有害化学物質*を含む製品等の適正な管理・使用等

- 行政で使用する除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用を徹底します。（公園街路課、環境衛生課、学務課、管財課、スポーツ振興課）
- 学校や公共施設で使用する建材や食器等への安全対策を徹底します。（教育総務課、学務課、こども福祉課、療育支援センター、つくしの家、第一給食センター、第二給食センター、住宅営繕課、管財課）
- 学校等における禁煙教育を推進するとともに、公共施設における禁煙化を検討します。（指導課、管財課、健康増進課）
- 事業者の化学物質の適正な管理や使用について指導を強化します。（環境保全課）
- PRTR*法に基づき公共施設における有害化学物質*の適正な管理を徹底します。（環境衛生課）

4 情報収集・提供体制の強化

- 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）*、シックハウス症候群*などに関する情報収集体制を強化します。（環境保全課、消費生活センター）

5 アスベスト（石綿）*対策の推進

- 県と協力し、アスベスト（石綿）*に関する情報を共有するとともに、アスベスト（石綿）*対策に関する情報の広報や健康相談等に関する取組を適切に進めます。（広報広聴課、環境保全課、建築指導課、水道課）

環境目標 10 良識と思いやりに支えられた快適でさわやかな暮らし

■ 環境の現状と課題

● 近隣公害*などの状況と「暮らしのマナーとモラルの浸透」の必要性

- ・ 公害*に関する苦情や相談の原因が、従来の産業型から、近隣の騒音や悪臭などの生活型へ移ってきています。これは、近隣関係の希薄化やマナー・モラルの低下が大きな要因と考えられ、一人ひとりの配慮や意識の向上が必要です。
- ・ 不法投棄、ポイ捨てによるごみの散乱、犬のふん害、騒音や悪臭等による近所迷惑など、マナー・モラルが不足していることにより、暮らしの快適性やまちの美観が損なわれています。共に暮らしていくためのマナーやモラルを浸透させるとともに、監視・指導体制を強化し、まちの美観や快適性を保全していく必要があります。

■ 施策の体系

環境目標 10 良識と思いやりに支えられた快適でさわやかな暮らし

主要施策 10-1 暮らしのマナーとモラルの浸透

近隣の生活環境やまちの美観に配慮し、さわやかなまちが維持されるよう、暮らしのマナーやモラルなどの普及を図ります。

- さわやか環境条例*を守り、近隣に迷惑のかからない暮らし方をします。
- ごみの不法投棄に対する啓発や監視活動を行います。
- 自宅や事業所の周りを清掃するなどして、まちの美観を保ちます。
- 地域による清掃活動などの環境美化活動を展開します。
- まちの美観や自然環境に配慮した観光やレジャー上のマナーを普及します。

■ 達成目標

● ごみの不法投棄に関する苦情の減少

- ・ 地域ぐるみでマナーを普及するなど、ごみの不法投棄の根絶を目指します。

主要施策10-1 暮らしのマナーとモラルの浸透

■ 施策の方針

近隣の生活環境やまちの美観に配慮し、さわやかなまちが維持されるよう、暮らしのマナーやモラルの普及を図ります。

- 市民は、近隣との良好な関係を築き、近所迷惑やまちの美観を損なわない暮らしを実践し、また、地域の環境美化活動等に参加や協力をし、まちの美観の維持に取り組みます。
- 事業者は、ごみを適正に処理するとともに、事業所周辺の自主的な環境美化に努めるほか、地域の環境美化活動に参加や協力をします。また、観光やレジャー関係業者は、滞在者に対し、観光やレジャー上のマナーを普及します。
- 滞在者は、ごみの持ち帰りや環境に配慮した釣りのマナー等を遵守します。
- 市は、近隣に配慮した暮らしやごみの持ち帰り、観光マナー等に関する意識啓発、監視や指導を強化するとともに、地域による環境美化活動や監視活動等の展開や制度等を検討します。

■ 市民が 取り組むこと

1 近隣に配慮した暮らし

- さわやか環境条例*を遵守するほか、日ごろから騒音、振動や悪臭を出さないようにするなど、近隣に迷惑のかからない暮らしを心掛けます。
- 転居の際などには、地域の状況をよく理解し、近隣との良好な関係を築きます。

2 環境美化活動等の実践

- さわやか環境条例*、廃棄物の処理及び再利用に関する条例*を遵守し、ルールに基づくごみ処理、空き地管理、ペットの管理等を行います。
- 自宅及び自宅周辺の美化に配慮し、自主的な草刈りや庭木管理、清掃等を行います。
- 清掃活動や監視員制度など、市や地域による環境美化活動に参加や協力をします。

3 民間団体*活動の展開

- 市と連携し、暮らしにおけるマナーやモラルの普及活動、環境美化キャンペーン等を展開します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 ごみの適正処理

- 国の法律等によるほか、さわやか環境条例*や廃棄物の処理及び再利用に関する条例*を遵守し、ルールに基づくごみ処理を実施します。

2 環境美化活動への協力

- 事業所内及び事業所周辺の美化に配慮し、自主的な植栽管理や清掃活動を実施します。
- 市や地域による清掃活動等の環境美化活動に参加や協力をします。

■ 滞在者が
取り組むこと

■ 市が
取り組むこと

3 観光マナー普及への協力

- ホテル、釣り具店、交通機関等は、ポスターやパンフレットによる良好な観光マナーの普及を図ります。
- 滞在者へのごみ持ち帰りの周知や意識啓発を徹底します。

1 地域環境に配慮した観光マナーの遵守

- ごみの不法投棄は絶対に行わず、ごみを持ち帰るなどして、環境美化に関するルールを守ります。
- 漁具の破壊や動植物への影響などに配慮し、環境破壊のない観光やレジャー上のマナーを守ります。

1 近隣に配慮した暮らしの普及

- さわやか環境条例*を周知徹底するとともに、近隣への騒音、振動や悪臭に配慮した生活や事業活動上のマナーを普及します。(環境衛生課、環境保全課)
- 苦情の発生等に際しては、それぞれの事案に応じた必要な改善措置について指導します。(環境保全課、環境衛生課、広報広聴課)

2 ごみの不法投棄対策の推進

- 広報や看板等により、ごみの不法投棄に対する意識を啓発します。(環境衛生課、環境保全課)
- 公園や、公共施設などにおいてポイ捨て禁止・ごみの持ち帰りを推進します。(環境衛生課、商工観光課、公園街路課)
- ごみの不法投棄対策として、地域住民活動と連携し、ごみの回収や監視・指導体制を強化します。(環境衛生課)

3 環境美化活動の促進

- 自宅前道路の自主的な清掃など、環境美化に配慮した暮らしのマナーを普及します。(環境保全課、環境衛生課、道路課)
- 地区ごとの市民参加による環境美化活動を各地区市民委員会等と連携し、促進します。(環境衛生課、環境保全課、市民活動課、各地区コミュニティセンター)
- 全市民による定期的な清掃活動を実施するとともに、最低でも市民の1年1回の参加にむけて市民啓発方法を検討します。(環境衛生課)

4 観光マナーの普及

- 広報やパンフレット等によるごみの持ち帰りや環境破壊行為への注意など、観光やレジャー上のマナーの周知や意識啓発を図ります。(商工観光課)

5 パトロール員制度の検討

- さわやか環境推進員*制度の拡充や関係機関等との連携を強化し、ごみの不法投棄や漁具の破損など、観光やレジャー上の悪質なマナーの監視や防止を図ります。(環境衛生課)

環境目標 11 緑と水辺がすがすがしい，美しい町並み

■ 環境の現状と課題

●市街地環境の状況と「自然や生活に配慮した開発」・「うるおいと調和のある街づくり」の必要性

- ・都市化の発展とともに，宅地開発等が進み，農地や樹林地等，地域の豊かな自然は少しずつ失われてきています。
- ・地域の自然との調和への配慮を促すとともに，地区計画*や建築協定等の誘導手法の効果的な取り入れ，計画的な緑化に取り組んでいく必要があります。
- ・現在，地域の特色を活かしたまちづくりが進められていますが，このような取組を市域全体に広げていくとともに，自然・歴史・都市などの景観資源を生かした，土浦らしさのあるまちづくりを推進することが必要です。

■ 施策の体系

環境目標 11 緑と水辺が すがすがしい，美しい町並み

主要施策 11-1 自然や生活に配慮した開発の実施

地域の生態系を守り，自然環境との調和と共生を目指した計画的なまちづくりを進めるとともに，開発や建築等に際して自然環境や生活環境への適切な配慮を行います。

- 自然環境と調和し，共生する良好な都市環境の形成を目指し，総合的な都市整備方針を定めます。
- 自然環境の保全や良好な生活環境の形成に配慮した開発や建築を進めます。

主要施策 11-2 緑と水辺を生かした うるおいと調和のあるまちづくりの推進

まちの緑化と水に親しめる場の整備を進めるとともに，豊かな水と緑にはぐくまれた水郷としてのうるおいと調和のとれた景観の形成を図ります。

- 公園や緑地，景観に関する総合的な整備方針を定め，計画的なまちづくりを進めます。
- 公園，道路や宅地内の緑化を行い，緑豊かなまちづくりを進めます。
- 恵まれた水辺環境を生かし，親水性豊かなまちづくりを進めます。
- 景観に配慮した家や事業所等の建設を進め，良好な町並みを形成します。

■ 達成目標

- 「緑の基本計画*」の策定による公園整備規模など具体的目標の設定
- 「景観条例*」の制定による景観整備方針の確立

- ・ 都市計画マスタープラン*に基づく、水と緑の保全と活用を図り調和のとれた景観を形成します。
- ・ 計画期間中に、緑の基本計画*を策定し、公園と緑地の整備方針や整備目標を定めます。
- ・ 計画期間中に、景観条例*を制定し、市の総合的な景観づくりの基本的な方向を定めます。



主要施策11-1 自然や生活に配慮した開発の実施

■ 施策の方針

地域の生態系を守り、自然環境との調和と共生を目指した計画的なまちづくりを進めるとともに、開発や建築等に際して自然環境や生活環境への適切な配慮を行います。

- 市民は、家屋等の建築に際し、地域の自然環境や生活環境に十分配慮するとともに、地区計画*等の仕組みを活用した計画的なまちづくりに参加や協力をします。
- 事業者は、開発等に際し、法規制等のまちづくりのルールを遵守し、地域の自然環境や生活環境に十分配慮するとともに、地区計画*等の仕組みを活用した計画的なまちづくりに参加や協力をします。また、屋外広告物の設置においても景観に配慮します。
- 市は、良好な市街地の環境を形成するための市街地や緑地等の整備に関する総合的な計画を定め、都市計画等に反映します。公共事業に際しては、自然環境や景観に配慮するほか、市民や事業者の建築や開発行為に際して適正な環境への配慮をするように指導します。また、環境影響評価*などの制度の導入を検討します。

■ 市民が 取り組むこと

1 環境に配慮した住宅の建築等

- 樹木や地形を保全するなど、元々の自然を生かしながら住宅の建築等を行います。
- 周辺に対する騒音、振動や悪臭等の生活環境に配慮し、建物や設備などの防音化や換気扇や室外機など騒音、振動や悪臭の原因となる機器を適切な場所に設置します。
- 地下水涵養に配慮し、雨水浸透ますなどの導入を図ります。
- 太陽光・太陽熱利用設備や雨水利用設備、省エネルギー設備等を導入した環境共生住宅*を建築します。
- 地区計画*への参加や建築協定*等の仕組みを積極的に活用し、計画的に住宅地環境の保全や景観形成を図ります。

■ 事業者が 取り組むこと

1 環境に配慮した開発

- 法令や要綱等を守り、適正な開発を行います。
- 開発指導等に基づき、開発規模に応じた公園や緑地、道路等、適切な都市施設の整備を行います。
- 開発地の自然環境に配慮し、既存樹林地の保全や土地の形質の変更等が少ない開発を進めます。
- 地下水涵養に配慮し、雨水浸透ますや調整池、透水性舗装*等を導入します。
- 太陽光発電設備、太陽熱利用設備や雨水利用設備等を導入したり、省エネルギー型の建築物などの建設を行います。
- 地区計画*や建築協定*、緑地協定*、(仮称)景観協定*等のルールを遵守し、計画的に住宅地環境の保全や景観形成を図ります。
- 看板、張り紙、広告塔などの屋外広告物の設置する際には、景観に配慮します。

■ 市が
取り組むこと

1 総合的な開発方針の設定における環境への配慮

- 地域環境への配慮の下、「都市計画マスタープラン*」に基づき、都市づくりにおいて、水と緑の共生を推進します。(都市計画課)
- 地域環境への配慮の下、「緑の基本計画*」を策定し、水や緑と共生した快適なまちを創造するための総合的な整備方針を定めます。(公園街路課)
- 計画策定に際しては、市民の参加や協力を募り、市民の意見や提言を反映します。(公園街路課)

2 公共事業に際しての環境への配慮

- 公共施設の建築に際しては、緑化の推進や地下水涵養への配慮、雨水利用施設や太陽光発電の設置など、環境に配慮した計画を率先して導入します。(住宅営繕課、学務課、道路課、下水道課、公園街路課)
- 道路や水路等の整備に際しては、野生生物の保護に配慮し、事前に実態を把握するとともに、生息環境を維持し、保護するための措置を講じます。(道路課、耕地課、公園街路課、下水道課)
- 主要な幹線道路等では、電線類の地中化により美しい沿道景観の形成を誘導します。(都市計画課、公園街路課、道路課)
- 公共施設の整備に際しては、県の景観形成条例を遵守するとともに、施設整備に係る景観デザインマニュアル*の策定等により、周辺の景観に調和した景観形成を図ります。(住宅営繕課、都市計画課)

3 民間開発等に際しての環境への配慮指導

- 住宅地等開発に対する指導を通じ、開発規模に応じた適切な公園や緑地の確保、地下水涵養に配慮した排水施設の整備を進めます。(公園街路課、建築指導課、環境保全課、下水道課、道路課)
- 太陽光・太陽熱利用設備や雨水利用設備、省エネルギー設備等を導入した環境共生住宅*の普及に努めます。(環境保全課、建築指導課)
- 住宅地等の良好な環境や景観の形成を促進するため、地区計画*や建築協定*、緑地協定*、(仮称)景観協定*等の導入を促進し、建築物やごみ箱等工作物のデザイン誘導や、緑化に関するルールづくりなどを積極的に進めます。(建築指導課、都市計画課)
- 美しい風土、町並みを維持するため、看板、張り紙、広告塔などの屋外広告物の規制・誘導を図ります。(都市計画課、公園街路課)

4 環境影響評価*の検討

- 国や県等の制度を補完する環境影響評価*制度を導入するため、環境アセスメント条例等を検討します。(環境保全課)

主要施策11-2 緑と水辺を生かしたうるおいと調和のあるまちづくりの推進

■ 施策の方針

まちの緑化と水に親しめる場の整備を進めるとともに、豊かな水と緑にはぐくまれた水郷としてのうるおいと調和のとれた景観の形成を図ります。

- 市民は、自宅内の緑化に努めるとともに、緑化や清掃などの地域や水辺の美化活動や公園管理等の活動に参加や協力をします。また、自主的に地域の良さを再発見し、地域への愛着をはぐくむとともに、市と連携した町並みや周辺環境に調和したデザインの建物等の建設により、地域の良好な景観づくりに参加や協力をします。
- 事業者は、敷地内の緑化に努めるとともに、緑化や清掃などの地域や水辺の美化活動、公園の整備、管理等に参加や協力をします。また、自主的に良好な景観づくりに取り組むとともに、市と連携して地域の環境に調和した良好な町並みや景観づくりに参加や協力をします。
- 市は、公園や緑地に関する総合的な計画を策定し、公園や緑地、街路樹、公共施設内緑地の整備や民有地緑化に関する支援施策等を展開するとともに、市民参加による公園管理など地域で緑を守り、育てていく仕組みを検討します。また、霞ヶ浦を始めとする地域の水辺を生かし、親水空間の整備を推進するほか、水辺の町並みづくり等を誘導します。さらに、市民や事業者と連携して基本的な景観整備の方針や施策を定め、公共施設のデザイン上の配慮や市民、事業所への支援策など、総合的な景観施策を展開します。

■ 市民が 取り組むこと

1 良好な町並みづくりへの参加・協力

- 生垣補助制度*等を活用し、庭木植栽や生け垣化、屋上や壁面緑化等を積極的に推進するとともに、せん定など適正に維持管理します。
- 景観デザインマニュアル*等を活用し、周辺の景観や自然と調和した良好な家屋の建築や修景に努めます。

2 まちへの愛着・誇りの育成・伝承

- 水郷らしさや地域らしさが感じられる場所や町並みの発見や発掘に努め、広報への寄稿やインターネット等により、情報発信します。
- 親子での町並みの探索や、清掃活動等への参加を通じ、自ら住むまちへの愛着や誇りをはぐくみ、伝えます。

3 地域のまちづくり・美化活動等への参加・協力

- 公園の管理や緑化・植樹イベント、清掃活動等に参加や協力をします。
- まちづくりに関するワークショップ*や懇談会などの活動に参加や協力をし、市民主導のまちづくりを推進します。
- 地区計画*や建築協定*等の仕組みを積極的に活用し、計画的に住宅地環境の保全や景観形成を図ります。

■ 事業者が
取り組むこと

1 良好な町並みづくりへの参加・協力

- 敷地内の緑化，屋上や壁面の緑化等を積極的に推進するとともに，せん定などにより敷地内樹木等の適正な維持や管理をします。
- 敷地内緑地の開放化やポケットパーク*化等を推進します。
- 景観デザインマニュアル*等を活用し，周辺の景観や自然環境と調和した良好な事業所の建設や修景に努めます。
- 自動販売機や広告，看板等の設置に際しては，景観の保全策等を推進します。

2 地域のまちづくり・美化活動への参加・協力

- 地域の緑化・植樹イベントや清掃活動等に参加や協力をします。
- ワークショップ*や懇談会などの地域のまちづくり活動や地区計画*の決定，建築協定*，緑化協定*の締結等に参加や協力をします。

■ 市が
取り組むこと

1 計画的な公園・緑地，町並みづくりの推進

- 市民参加により「緑の基本計画*」を策定し，主要な公園の配置や水と緑のネットワークの形成など，地域の実情に応じた公園や緑地等の整備目標や方針を定めます。(公園街路課)
- 市民参加により景観整備事業の検討や「景観条例*」の制定を進めるとともに，景観デザインマニュアル*等を策定し，市街地や商店街，田園や水辺，歴史的な町並みや幹線道路沿道など，それぞれの地域の特色を生かした景観づくりのための基本方針や総合的な施策を定めます。(都市計画課)

2 公共用地・公共施設によるまちのうらおいづくり

- 市役所などの建築物，道路，公園，広場などの公共施設において，緑化の推進やデザインの向上や統一化を率先して図るとともに，周辺の自然環境等の活用や周辺の景観との調和に配慮したデザインを施します。(公園街路課，都市計画課，住宅営繕課，学務課，管財課，水道課，消防本部総務課)
- 老人福祉施設等の公共施設と一体となった，地域住民が気軽に利用できる公園の整備について検討します。(公園街路課，都市計画課，市民活動課，高齢福祉課，障害福祉課)
- 歩行者空間の緑陰や緑豊かな町並みをつくるため，幹線道路や主要な生活道路への街路樹植栽，ベンチ等の休息施設の設置，市街地におけるポケットパーク*やシンボルツリー等の整備を推進します。(公園街路課，都市計画課)
- 県の霞ヶ浦大規模自転車道の整備促進，霞ヶ浦総合公園などの既存施設や川口運動公園周辺地区，土浦港周辺の親水性の向上を図ります。(企画調整課，環境保全課，公園街路課)
- 生態系などの自然への配慮の下，霞ヶ浦，桜川，ハス田，水田などの恵まれた水辺環境をまちづくりに活用し，郷土種を取り入れた並木，湖岸や河川敷を利用した親水公園や遊歩道，多自然型護岸*，湖畔林の整備など，水郷としての魅力ある親水空間の創造を図ります。(公園街路課)
- 霞ヶ浦湖岸沿いをはじめ，桜川，新川などを生かし，都心部に個性と回遊性を創出するための「水の回廊」を創造します。(企画調整課，都市計画課)
- 霞ヶ浦浄化センターの覆蓋化により，公園・緑地としての有効活用を働きかけます。(企画調整課，都市計画課)

- スポーツ・レクリエーション，健康維持，余暇活動等の多様な市民ニーズに対応した拠点として，誰もが楽しめる常名運動公園の整備を推進します。（公園街路課）

3 民有地によるまちのうるおいづくりの誘導

- 植木市等のイベントの開催や緑化パンフレットの配布，生垣補助制度*，緑化基金*の活用，名木や古木などの保存樹木指定制度などにより，市民等による緑化活動を支援します。（公園街路課）
- ため池や農業用水，遊休農地，平地林，斜面林や屋敷林など，田園環境に恵まれた水辺や農地等は，生態系を保全し，再生する親水空間，小川，緑地等として活用します。（農林水産課，環境保全課，耕地課）
- 広告や看板等の屋外広告物の規制，優良建築の顕彰制度の整備など，良好な町並みを誘導する規制や支援策を検討します。（都市計画課，公園街路課，建築指導課）
- 地区計画*の決定，建築協定*や緑化協定*の締結など，地域住民等による主体的なまちづくり活動を支援します。（公園街路課，建築指導課，都市計画課）

4 地域で町並みを守り・育てる仕組みづくり

- 公園管理や公共用地の緑地，花壇等を市民に開放し，管理してもらうなどの市民参加による公共緑地等の新たな維持・管理システムを検討します。（公園街路課）
- 記念樹制度や緑化バンク制度（市民所有樹の仲介システム）など，市民参加による新たな緑化活動を検討します。（公園街路課）
- 市民参加による霞ヶ浦等の清掃活動の充実化を検討します。（環境衛生課，環境保全課）



環境目標 12 だれもが安心して歩ける, 散歩が楽しいまち

■ 環境の現状と課題

● 交通の状況と「公共交通の利便性向上」「歩行者にやさしいまち・みちづくり」の必要性

- ・市及び周辺地域においては、自動車利用への依存は年々増大傾向にあり、都市間を結ぶ主要な道路では、一部の路線で渋滞も生じています。
- ・環境への負荷を減らすためには、公共交通の充実などによる、自動車に依存しないまちづくりを進める必要があります。
- ・道路網の整備等による自動車交通の円滑化・適正化や、環境に配慮した道路整備が求められています。
- ・徒歩や自転車の利用を促すため、ユニバーサルデザイン*を取り入れ、歩道・自転車道の確保やバリアフリー*化による歩行者にやさしいまち、みちづくりを引き続き進める必要があります。

■ 施策の体系

環境目標 12 だれもが安心して歩ける, 散歩が楽しいまち

主要施策 12-1 公共交通の利便性の向上

環境への負荷が大きい自動車の利用を減らすため、だれもが気軽に利用できる便利で充実した公共交通を生かしたまちづくりを推進します。

- 公共交通を積極的に利用し、自家用車の利用を減らします。
- だれもが便利に利用できるよう、鉄道やバスのサービスなどを充実します。

主要施策 12-2 歩行者にやさしいまち・みちづくり

高齢者、障害者や幼児などに配慮した、だれもが安全で快適に利用できる施設を整備するとともに、段差のない歩道、ガードレールが整備された道路、幹線道路と生活道路の適正な配置など歩行者にやさしい道路のネットワーク化を図ります。

- 幹線道路の整備を進め、生活道路に通過交通が生じないように、適正で円滑な交通を確保します。
- 歩道やガードレール等を整備し、学校や公共施設周辺には安全な歩行者空間を確保します。
- 公共施設や道路のバリアフリー*化を進めます。
- 自転車道や駐輪場の充実化を図り、自転車利用を進めます。
- 歩行者の安全に配慮した、自動車やバイク、自転車の良識ある運転マナーを普及します。

■ 達成目標

● 公共交通機関の利用促進

- ・環境への負荷が大きい自動車の利用を抑制するため、公共交通機関の利用を促進します。

主要施策12-1 公共交通の利便性の向上

■ 施策の方針

環境への負荷が大きい自動車の利用を減らすため、だれもが気軽に利用できる便利で充実した公共交通を生かしたまちづくりを推進します。

- 市民は、暮らしにおいてできるだけ公共交通を利用するほか、公共交通の利用や利便性を高める上での意見やアイデアを市や事業者に示します。
- 事業者は、公共交通のバリアフリー*化やサービス向上を推進し、また、通勤等における公共交通の利用を促進します。
- 滞在者は、公共交通を利用した観光等に努めます。
- 市は、公共交通の利便性を向上する公共施設の整備やまちづくりを推進するとともに、事業者と連携し、利用を向上させる新たなサービスの導入や、市民、事業者等への意識啓発策等を展開します。

■ 市民が 取り組むこと

1 公共交通の利用の実践

- 自家用車の利用を控え、できるだけバスや電車等の利用に努めます。

2 利便性向上のための意見・提言の提示

- 体験乗車などのイベントを行い、高齢者や子どもの利用に対する問題点の提示や利便性向上のためのアイデア等を市や事業者に提示します。
- 自転車利用の促進や駐輪場の整備、駐車場の有効活用などについての市民の意見や提言等を市に提示します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 公共交通のサービス向上

- バス事業者は、低床バス（ノンステップバス）や低公害車*等を導入します。
- バス・鉄道事業者は、休日家族利用サービスが付加された定期券などや各社共通の回数券の導入など、利用者の利便性を高めるサービスを検討します。
- バス・鉄道事業者は、1日乗車券など観光客へのサービスを充実します。
- 駅舎等のバリアフリー*化を推進します。

2 公共交通の利用促進

- 各事業所は、駅への送迎バスを運行するなど、通勤等に際してのバスや電車利用を進めます。

3 新たな公共交通の整備

- 新交通システム*の整備や路線の充実、水上交通ネットワークづくりについて、市と検討を進めます。

4 公共交通を生かした都市整備の推進

- 高齢社会に対応した、歩いて暮らせる都市づくりを推進するため、パークアンドライド*やトランジットモール*など新たな交通システムの導入へ向け協力します。

■ 滞在者が
取り組むこと

■ 市が
取り組むこと

1 公共交通の利用推進

- 滞在者は、各種観光サービス等を活用し、バス、電車、自転車等を利用した観光に努めます。

1 既存の公共交通の充実

- 常磐線の輸送力の強化や東京駅乗り入れを促進します。(都市計画課)
- 高齢者等の利便性を高めるため、エスカレーター・エレベーターの整備や案内表示の設置など、駅舎のバリアフリー*化を促進します。(社会福祉課, 都市計画課)
- バス事業者に対し、バス交通の充実や低床バス(ノンステップバス)や低公害車*の導入等を促します。(都市計画課)
- バス・鉄道事業者に対し、休日家族利用サービスが付加された定期券の普及など、公共交通の利用を拡大する方策を促進します。(都市計画課)
- 幹線道路の整備や道路改良等に際しバスの停車スペースを確保し、円滑な交通を確保します。(道路課, 公園街路課)
- 既存の駐車場や駐輪場の機能拡充など、公共交通の利便性を高める施設整備を推進します。(都市計画課, 公園街路課, 生活安全課)

2 新たな公共交通の整備

- 常磐線土浦駅とつくばエクスプレスつくば駅間を結ぶ新交通システム*や、つくばエクスプレスの延伸の展開への可能性を検討します。(都市計画課)
- 既存のバス路線を補完する、コミュニティバス*等や福祉バス*の運行の方策等を検討します。(都市計画課, 商工観光課, 高齢福祉課)
- 土浦港, 霞ヶ浦総合公園, 茨城県霞ヶ浦環境科学センター*などの観光やレクリエーション拠点を連絡する水上交通ネットワークづくりを関係機関と協議しながら検討します。(都市計画課)

3 公共交通を生かした都市整備の推進

- 土浦駅や荒川沖駅, 神立駅の駅周辺地区の開発や定住人口の増加, 駅前への行政サービス機関等の整備を促進し, 自家用車への依存の少ないまちづくりを推進します。(都市計画課)
- 高齢社会に対応した, 歩いて暮らせる都市づくりを推進するため, パークアンドライド*やトランジットモール*など新たな交通システムの導入を検討します。(都市計画課, 社会福祉課)

4 利用普及のための意識啓発・情報提供

- 事業者と連携し利用普及キャンペーン等を展開します。(都市計画課)
- 広報やインターネット等を通じ, 公共交通機関の新しいサービス等についての情報を積極的に提供します。(都市計画課, 商工観光課, 広報広聴課)
- 観光に際しての公共交通機関やレンタサイクル等の利用を促します。(商工観光課)

主要施策12-2 歩行者にやさしいまち・みちづくり

■ 施策の方針

高齢者、障害者や幼児などに配慮した、だれもが安全で快適に利用できる施設を整備するとともに、段差のない歩道、ガードレールが整備された道路、幹線道路と生活道路の適正な配置など歩行者にやさしい道路のネットワーク化を図ります。

- 市民は、交通上の危険箇所や障害等の調査に参加や協力をし、市に意見を示すほか、自動車、自転車等の安全運転、適正な駐車、駐輪を徹底し、サイクルアンドライド*を実践します。
- 事業者は、建築物のバリアフリー*化、適正な駐車場や駐輪場の整備を推進するほか、自動車、自転車等の安全運転、適正な駐車、駐輪を徹底します。
- 滞在者は、観光等において、レンタサイクルを利用するほか、自動車、自転車等の安全運転、適正な駐車、駐輪を徹底します。
- 市は、計画的に幹線道路や生活道路網の整備を促進するとともに、道路や公共施設のバリアフリー*化を進めます。また、新たなレンタサイクルシステム等を検討するほか、自動車、自転車等の利用者に対し、安全運転や適正な駐車マナー等を普及します。

■ 市民が 取り組むこと

1 歩行者ルート¹の安全・バリアフリー*点検等への参加・協力

- 市民参加による主要な歩行者ルートの安全点検やバリアフリー*調査等に参加や協力をし、危険・不備箇所などを地図にまとめ、市に改善を提言します。

2 自転車・自動車等の運転マナーの遵守

- 歩行者の安全に配慮した自転車、オートバイや自動車の運転を行います。
- 歩行者や自動車交通の妨げにならないよう、適正な場所に駐車や駐輪をします。
- 無灯火運転を行わないなど、道路交通安全ルールを遵守し、自転車の運転を行います。

3 自転車、徒歩などによる移動の促進

- 近距離は、自転車や徒歩などで移動します。
- 自転車でバス停や駅に来て、そこからバスや電車に乗り換えるサイクルアンドライド*を実践します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 建築物のバリアフリー*化の推進

- 新築建物は、車椅子利用等に対応するなど、バリアフリー*化を徹底するとともに、既存の公共性や公益性の高い建物は改築等によりバリアフリー*化を図ります。

2 適正な駐車・駐輪場等の整備

- 従業員数や来客数の規模に対応した適切な駐車場や駐輪場を整備します。

■ 滞在者が
取り組むこと

3 自転車利便性の向上

- 修理や整備など、自転車利用に関するサービス等を向上します。

4 自転車・自動車等の運転マナーの遵守

- 歩行者の安全に配慮した自転車、オートバイ、自動車の運転マナーを普及します。
- 適正な駐車や駐輪のマナーを普及します。

1 自転車の利用の推進

- 観光等においてレンタサイクルを利用します。

2 自転車・自動車等の運転マナーの遵守

- 歩行者の安全に配慮した自転車、オートバイ、自動車の運転を行います。
- 無灯火運転を行わないなど、道路交通安全ルールを遵守し、自転車の運転を行います。
- 歩行者や自動車交通の妨げにならないよう、適正な場所に駐車や駐輪をします。

■ 市が
取り組むこと

1 自動車交通の円滑化・適正化

- 関係機関と連携し、広域幹線道路や都市計画道路など骨格的な道路網の整備を促進し、住宅地などへの通過交通がない円滑かつ適正な交通を確保します。(公園街路課, 都市計画課)
- 道路の整備に際しては、低騒音性や雨水浸透性のある舗装など、環境に配慮した整備を進めます。(公園街路課, 道路課)
- 交通渋滞の解消, 交通需要マネジメント (TDM) *の導入など, 人と環境にやさしい道路・交通環境の整備を図ります。(都市計画課)

2 主要生活道路網の整備

- 公共施設などの生活拠点施設*へ徒歩でいけるエリアを交流促進地区*として位置付け, 安全で快適な歩行者空間を整備します。(都市計画課, 公園街路課, 道路課)
- 市民参加により通学路など既存の主要歩行者ルート of 安全点検を行い, 街路や側溝の補修, 障害物の撤去, カーブミラーやガードレール等の安全施設の整備など, 必要な措置を講じます。(公園街路課, 道路課, 生活安全課)
- 河川, 史跡や寺社など地域の自然や歴史を生かした散策路や街路樹の整備などにより, うるおいのある歩行者空間の整備を進めます。(都市計画課, 公園街路課)

3 道路・建築物のバリアフリー*化の推進

- 高齢者, 幼児, 障害者等に配慮した段差のない歩道や建築物の整備を進めます。(公園街路課, 道路課, 都市計画課, 社会福祉課)
- 狭あい道路の解消, 危険な交差点の改善, コミュニティ道路の整備及び交通規制等を図り, 歩行者の安心・安全を優先したバリアフリー*な道路を確保します。(公園街路課, 道路課, 都市計画課)

- 市民参加により車椅子等による交通の障害箇所等の点検を行い、街路や側溝の補修や障害物の撤去、段差の解消など必要な措置を講じます。(道路課)

4 自転車利便性の向上

- 県道岩瀬土浦自転車道線（つくばりんりんロード）の利用促進と、潮来土浦自転車道線（霞ヶ浦自転車道）の整備を促進し、広域的な都市づくりへの活用を図るとともに、中心市街地の道路網との連携により回遊性を創出します。(都市計画課、企画調整課、道路課)
- レンタサイクルシステムの充実や公営駐輪場の整備、自転車販売店等のマップやシンボル表示などにより、自転車の利便性を向上します。(商工観光課)
- 自転車や歩行者の交通が集中する幹線道路等において歩道や自転車道の分離を進めます。(道路課、公園街路課)
- 歩行者や自転車利用者が安全に通行できる道路交通環境を確保するため、「安心歩行エリア*」の指定の推進など、警察と一体となってエリア内の交通事故の抑止を図ります。(生活安全課)

5 自転車、自動車等の運転マナーの改善等

- 歩行者の安全に配慮した適正な自転車、オートバイ、自動車の運転マナー、駐車や駐輪のマナーを普及します。(生活安全課)
- 関係機関と連携し、違法駐車や違法駐輪の防止を図ります。(生活安全課)
- 事業者に対して従業員や来訪者に対応した適正な駐車場や駐輪場の整備を指導します。(生活安全課・都市計画課)



環境目標 13 郷土の歴史と文化が薫るまち

環境の現状と課題

●文化財などの状況と「地域の歴史・文化の掘り起こしと伝承」「歴史・文化を生かした街づくり」の必要性

- ・土浦市には多くの歴史的資源が残っており、まちや里に風情を与えています。
- ・市では、文化財指定制度を活用し、保護に努めていますが、未指定なものの中にも貴重な地域の資源や、民俗・風習が多く残されています。地域の歴史・文化の調査や情報の蓄積、伝承活動等による幅広い保護策が求められています。
- ・歴史的・文化的拠点施設は様々な文化活動の場として利活用されていますが、郷土の歴史への関心の高まる中、施設の特色を生かした機能充実が強く求められています。
- ・今後は更に、文化財の復元や回遊性の創出・文化財等と調和した町並みや道路デザインにより、城下町土浦を生かしたまちづくりを進める必要があります。

施策の体系

環境目標 13 郷土の歴史と文化が薫るまち

主要施策 13-1 地域の歴史・文化の掘り起こしと伝承

地域の歴史を留める文化財や遺跡等を幅広く保護し、保存するとともに、自然と共生する水郷や里山の文化を培ってきた先人の知恵や民俗を掘り起こし、次代へと継承します。

- 地域の歴史、民俗や文化財等を調べ、記録します。
- 指定文化財を適正に維持し、管理するとともに、登録文化財制度*の活用などによる文化財の保護を更に進めます。
- 地域文化を伝承する団体やサークル活動の振興を図ります。

主要施策 13-2 歴史・文化を生かしたまちづくりの展開

城下町や旧街道、里などの歴史的文化的遺産を生かした回遊ルートの整備等により、歴史的文化的環境への愛着をはぐくむとともに、まちの魅力づくりを推進します。

- 旧街道や文化財を生かした歴史的町並みづくりを進めます。
- 歴史や文化に親しみ、大事にする機会の充実に努めます。
- 食文化の発掘やガイド機能の強化など、歴史や文化を生かした観光の振興を図ります。

達成目標

●民俗誌や文化財地図の作成

- ・市民参加による文化財等調査を実施し、民俗誌や文化財地図として情報を蓄積します。

主要施策13-1 地域の歴史・文化の掘り起こしと伝承

■ 施策の方針

地域の歴史を留める文化財や遺跡等を幅広く保護し、保存するとともに、自然と共生する水郷や里山*の文化を培ってきた先人の知恵や民俗を掘り起こし、次代へと伝承します。

- 市民は、地域文化の調査や新たな発掘に努め、情報を蓄積するほか、文化財の適正な維持や管理に努めるとともに、地域の民俗や風習等の保護や伝承活動に参加や協力をします。
- 事業者は、開発等に際し、埋蔵文化財保護のための適正な措置に協力するとともに、市民による地域文化の伝承活動等を支援します。
- 滞在者は、文化財等を傷つけることのないようマナーを守って見学等をします。
- 市は、文化財や埋蔵文化財の適正な維持管理が図られるよう所有者等を指導や支援するとともに、市民や民間団体*による地域文化の伝承活動等を支援します。

■ 市民が 取り組むこと

1 地域の歴史的・文化的資源の発掘

- 市民参加による地域文化の実態調査に参加や協力をし、現地踏査や聞き取り調査などにより、地域に埋もれた文化や民俗資源を掘り起こし、地図や民俗誌としてまとめます。

2 適正な文化財の維持・保存

- 市と連携し、所有する指定文化財の適切な維持や管理をします。
- 未指定文化財についても、登録文化財*への登録に協力するなど、地域の歴史や文化の保全に努めます。
- 文化財パトロール等の市民活動を展開します。

3 地域文化の伝承活動等の展開

- 地域文化の伝承活動等を行うサークルや民間団体*に参加や協力をします。
- 祖父母から孫への地域文化の伝承など、自主的な地域文化の伝承活動等を行います。

4 民間団体*活動の展開

- 市と連携し、市民参加による地域文化の実態調査の企画や運営を行います。
- 祭りや風習を後世に伝えるための伝承活動等を行います。

■ 事業者が 取り組むこと

1 適正な保護又は発掘調査の実施

- 埋蔵文化財包蔵地における開発や建築等に際しては、市の助言や指導に基づき、適正な保護又は発掘調査を実施します。

2 民間団体*活動への協力

- 地域文化の伝承活動等を行う民間団体*の募金や寄付等に協力します。

■ 滞在者が
取り組むこと

1 文化財に配慮した観光

- 文化財の見学に際しては、文化財を破損等しないように十分注意するなど、見学上のマナーを守ります。

2 民間団体*活動への協力

- 地域文化の伝承活動等を行う民間団体*の募金や寄付等に協力します。

■ 市が
取り組むこと

1 指定文化財の適正な維持・保存

- 指定文化財が適正に保存されるよう、所有者への個別指導等を行い、適正な維持や管理方法等を周知、普及します。(文化課)
- 指定文化財の破損や老朽化に対し、修理に関する助言や補助などにより支援します。(文化課)

2 地域の歴史的・文化資源の発掘

- 地域の幅広い歴史に着目し、市民参加による地域文化の実態調査を実施し、地域に埋もれた未指定文化財や古くから伝わる民俗や習俗等を発掘します。(文化課)
- 特に保存伝承の価値が認められる文化財は、積極的に文化財指定を推薦します。(文化課)
- 指定文化財以外の文化財についても、登録文化財制度*等の緩やかな保護措置を講ずることで、所有者の自主的な保護を促していきます。(文化課)

3 埋蔵文化財の適正な調査・記録

- 埋蔵文化財の包蔵地における開発等に際し、文化財保護のための適正な措置が図れるよう、遺跡分布調査を実施し、分布地図を刊行します。(文化課)
- 開発や建築等に際しての埋蔵文化財の破壊防止などの適正な措置や円滑な発掘調査が行われるよう、指導や助言等をします。(文化課)

4 地域文化伝承の基盤づくり

- 地域文化の調査や伝承活動を行う民間団体*、サークル活動等への支援をします。(文化課)
- 学校教育等における地域文化の伝承活動を充実します。(指導課)
- 地域の歴史や文化への知識や理解を深めるため、説明板等の設備を充実するとともに、展示や公開等による歴史文化の紹介を充実します。(文化課)
- 見学者等による文化財の破損等を防止するため、注意看板やパンフレット等により見学上のマナーの周知や啓発をします。(文化課)

主要施策13-2 歴史・文化を生かしたまちづくりの展開

■ 施策の方針

城下町や旧街道、里などの歴史的文化的遺産を生かした回遊ルートの整備等により、歴史的文化的環境への愛着をはぐくむとともに、まちの魅力づくりを推進します。

- 市民は、文化財の保護や町並み整備、各種イベントなど歴史的なまちづくりに参加や協力をします。
- 事業者は、町並み整備、各種イベントなど歴史的なまちづくりに参加や協力をするとともに、郷土の食文化づくりへの参加を推進します。
- 市は、亀城公園周辺ほか歴史的な町並み整備等を推進するとともに、博物館など拠点施設を充実し、まちの歴史的文化的な魅力を高めます。また、筑波山系の自然と歴史を観光資源として生かし、案内機能や広報等を充実し、市の歴史や文化についての情報を発信します。

■ 市民が 取り組むこと

1 歴史的町並みづくりへの参加・協力

- 旧街道沿いなどの歴史的な家屋等は登録文化財*等として活用し、町並みの保存に協力します。
- 周辺の家屋等も景観デザインマニュアル*等を活用し、歴史的町並みと調和した町並みづくりに協力します。

2 地域の歴史的な知識等の提供

- 郷土史等の知識を生かし、市民ガイド等に参加や協力をします。
- 郷土の食文化の見直しや確立のため、調理法の研究、講習やコンテストなどを展開します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 歴史的町並みづくりへの参加・協力

- 旧街道沿いなどの事業者は、景観デザインマニュアル*等を活用し、歴史的町並みと調和した店舗や事業所等を建築します。

2 郷土の食文化づくり等への参加

- 霞ヶ浦産の魚類やレンコン等を生かした商品開発を推進します。

■ 市が 取り組むこと

1 亀城公園及び周辺の歴史的環境整備

- 土浦城址の復元整備を推進するとともに、東櫓展示スペースの有効活用や公園内プール跡地の有効活用を検討するなど、史跡公園としての機能を充実します。(文化課、公園街路課、スポーツ振興課)
- 中城通り(旧水戸街道)の歴史的な町並みの整備や周辺の寺社や史跡を巡る散策路を整備するなど、亀城公園周辺の回遊性を創出します。(都市計画課、公園街路課)

- 今後のまちづくりにおいて、水路や運河跡の表示や一部復元を検討します。(都市計画課, 商工観光課)

2 その他歴史的環境の整備

- 道路、橋梁や公共建築等における歴史性を生かしたデザインを率先的に導入します。(都市計画課, 公園街路課)
- 歴史の小径整備事業*等による、歴史性を生かした回遊性のある道づくりを推進します。(都市計画課)
- 旧街道(水戸街道や鎌倉街道)や主要文化財の周辺は、それらと調和する町並みの保全・整備や建築物の景観誘導、ベンチ等の休憩施設の設置などとともに、散策ルートや案内標識を充実します。(商工観光課, 都市計画課)
- 天の川周辺、北部台地部縁辺部、桜川低地部、南部台地部、霞ヶ浦湖岸等に存する集落地は、風格ある民家、屋敷林、生垣、斜面林・平地林、谷津田*、ハス田及び鎮守の杜などと一体的に趣のある集落景観の保全を図ります。(都市計画課)
- 新治地区の自然と歴史と文化の活用を図るとともに、「関東ふれあいの道」を中心として筑波山と霞ヶ浦を結ぶ広域観光ネットワークの整備を進めます。(商工観光課)
- 歴史的な町並みづくりに積極的な市民参加が図れるよう、歴史的建築デザインのガイドとなる景観デザインマニュアル*等の整備や町並み整備エリア等の指定を図ります。(都市計画課)

3 拠点施設の整備

- 博物館は、駐車場や案内標識の整備など利便性の向上を図るとともに、映像の活用や講演などによる企画展示の充実など、機能を強化します。(博物館)
- 上高津貝塚ふるさと歴史の広場は、サークル活動への支援や穴塚大池、集落や里山*の環境を生かした学習機能の展開など、歴史や環境学習等の拠点と機能を強化します。(上高津貝塚)
- 図書館の蔵書や図書館活動の充実を図り、学習・情報センターとしての機能を強化します。(図書館)

4 観光資源としての活用

- 水郷筑波国定公園を始めとし、表筑波スカイライン(パープルライン)、朝日峠展望公園、小野小町の里など筑波山麓の自然と歴史・文化を生かした観光レクリエーションゾーンの形成を図ります。(商工観光課)
- 市内の文化財の案内や散策ルートの紹介などの広報やパンフレット、インターネット活用による情報の提供等を充実します。(文化課, 商工観光課, 広報広聴課)
- 市民ガイド制度の導入など地域の人材を生かした案内機能を充実します。(商工観光課)

環境目標 14 環境を守り、はぐくむ、知恵と行動の輪を広げる

■ 環境の 現状と課題

- パートナーシップ等の状況と「環境情報の収集・提供体制の整備」、「環境教育・環境学習の充実」、「地域的パートナーシップの展開」、「近隣市町村、県、国、海外との連携の強化」の必要性

- ・ 現在の環境問題は、いろいろな原因が複雑に関係し合って引き起こされており、解決していくためには、市民、事業者、市（行政）が連携し、それぞれの役割を適切に分担して協力する緊密なパートナーシップによる取組が必要不可欠です。
- ・ いくつかの自然保護団体や消費者団体等が組織され、環境保全に関する活動や学習が行われていますが、市民参加はまだ限られています。事業者や行政も連携を図るとともに、活動や学習に参加しやすい環境を整える必要があります。
- ・ コミュニティ活動・環境保全活動等の民間団体*活動の活性化を図るとともに、主体である市民、事業者、行政が連携し協力するための基盤として、環境関連の情報や人材を提供することができる仕組みを構築していくことが大切です。

■ 施策の体系

環境目標 14 環境を守り、 はぐくむ、知恵と行動の輪を広げる

主要施策 14-1 環境情報の収集・提供体制の整備

市民、民間団体*、事業者、研究者や他の行政の協力による環境情報の収集や蓄積を図るとともに、だれもが利用できる情報として整理し、提供します。

- 市民、民間団体*、事業者、研究者や市などが一体となって環境情報を収集し、だれもが利用できるよう、地域環境情報をデータベース化します。
- 環境に関する情報発信や交流のためのイベント等を展開します。

主要施策 14-2 環境教育・環境学習の充実

市民による市民のための「持続可能な社会実現のための環境教育や環境学習」を実践します。

- 学校による環境教育や環境学習を充実し、環境への関心や知識を高めます。
- 環境保全の知識や技術を高める講習会や研修会を幅広く行います。
- 地域の環境を知り、学ぶ、体験型の学習の機会を充実します。
- 環境教育や環境学習を担う人材を育て、活用する仕組みをつくります。

主要施策14-3 地域的パートナーシップの展開

各主体や団体における自主的な環境保全等の活動を活性化するとともに連携の基盤づくりを行います

- まちづくり市民会議*により市民主導のコミュニティ活動を展開します。
- 民間団体*の活動を支援するとともに、団体間のネットワーク化を図ります。
- 市民、民間団体*、事業者、市の協働組織を設立し、連携した環境保全等の活動などを展開します。

主要施策14-4 近隣市町村、県、国、海外との連携の強化

環境問題の広域化などに対応するため、近隣市町村や県、国、海外との協力関係の強化を図ります

- 国、県や近隣市町村と連携や協力をして、情報交流や広域的な環境保全等の対策を展開します。
- インターネットの利用や広域的イベントへの参加を通じ、市域や国を越えた交流をはぐくみます。

達成目標

- 環境情報データベースの構築
- 人材バンク制度*の活用

- ・計画期間中に、市民、事業者、市が連携して環境情報の収集や提供体制を整備し、データベースとして立ち上げます。
- ・計画期間中に、地域のリーダーや講師等を登録した人材バンク*を活用します。

主要施策14-1 環境情報の収集・提供体制の整備

■ 施策の方針

市民、民間団体*、事業者、研究者や他の行政の協力による環境情報の収集や蓄積を図るとともに、だれもが利用できる情報として整理し、提供します。

- 市民は、市や民間団体*と連携し、地域の環境調査等に参加や協力をするとともに、シンポジウム等の情報発信イベントを地域から展開します。
- 事業者は、市や市民で行う環境調査等に参加や協力をするほか、事業に伴う環境への負荷等についての情報の収集や提供に努めます。
- 研究者は、専門的な知識や技術を生かし、市や市民が行う環境調査等に協力するほか、環境に関する研究成果等の提供に努めます。
- 市は、庁内情報を集約するほか、市民や事業者と連携した環境情報の収集体制を構築し、情報をデータベースや白書等としてまとめ、市民や事業者等に提供します。また、市民等による情報発信イベントに協力や支援をします。

■ 市民が 取り組むこと

1 環境調査への参加・協力

- 市や民間団体*が実施する環境調査等に参加や協力をします。
- 自主的な環境調査等を実施し、地域環境等への知識や理解を深めるとともに、市や民間団体*に情報を提供します。

2 情報発信イベント等への参加・協力

- 市民や民間団体*によるシンポジウムなどの情報発信イベントに参加し、情報の交換や各主体間の交流を深めます。

3 民間団体*活動の展開

- 市と連携し、市民参加による環境調査等の企画や運営に取り組みます。
- 情報発信イベント等を率先的に企画し、運営します。
- 民間団体*で保有するデータを市に提供します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 環境調査等への協力

- 市と市民で実施する環境調査等へのボランティア参加や機材の提供、経済的な支援をします。

2 環境情報の提供体制の充実

- 事業等に伴う環境関連情報の収集や蓄積に努めます。
- 事業者又は事業者団体の保有する環境関連のデータや保全技術等の情報を提供します。
- 市の保有する事業者情報の開示等に協力します。

■ 研究者が
取り組むこと

1 環境調査等への参加・協力

- 市や民間団体*が実施する環境調査等に、アドバイザー、指導員等として協力します。
- 環境保全に関する研究成果等を積極的に提供します。

■ 市が
取り組むこと

1 情報収集体制の整備

- 庁内の各課が所有する環境関連の情報を一元的に把握し、集約・管理する仕組みを整備します。(環境保全課)
- 市民や民間団体*の参加により、地区ごとの情報収集組織を設置するなど、地域の環境情報の収集体制を整備します。(環境保全課)
- 民間団体*や企業などの事業者との連携を強化し、民間団体*や企業の持つ環境情報を把握し、収集する体制を整備します。(環境保全課)

2 情報発信イベント等の開催・支援

- 市民や民間団体*と連携し、環境関連の情報発信の機会となるシンポジウム等のイベントの企画や運営をし、環境情報の交換や各主体間の交流を深めます。(環境保全課、環境衛生課)
- 市民や民間団体*が主催する情報発信イベントに協力や支援をします。(環境保全課、環境衛生課)

3 環境情報データベースの整備

- 地域の環境情報を始めとして、広範かつ全般的な環境情報を蓄積し、すべての市民がアクセスし、利用できるデータベースとして整備します。(環境保全課)

4 情報提供体制の充実

- 環境白書(年次報告書)や広報等による環境情報の公表のほか、ホームページによる情報の公開等、多面的な情報提供体制を整備します。(環境保全課、環境衛生課)
- 図書館や地区公民館などに地域環境情報コーナーを設置するほか、環境情報を集約的に収集し、管理する環境情報センターの整備について検討します。(環境保全課、環境衛生課、図書館)

主要施策14-2 環境教育・環境学習の充実

■ 施策の方針

市民による市民のための「持続可能な社会実現のための環境教育や環境学習」を実践します。

- 市民は、自主的な環境学習に努めるほか、様々な環境学習の機会に参加し、地域や民間団体*が行う環境教育や環境学習に協力し、知識や技術などを提供します。
- 事業者は、自主的な環境学習に努めるとともに、研修や講習等に積極的に参加し、事業活動等を生かした環境学習の機会や知識や技術を地域に提供します。
- 研究者は、専門的な知識や技術を生かし、地域の環境教育や環境学習を支援します。
- 市は、学校における環境教育の内容や体制を充実するとともに、市民や事業者に対する研修や講習、体験型学習等を積極的に展開し、環境に対する意識の高揚や環境保全の知識や技術の普及を図ります。また、人材バンク*の運用やあらゆる主体間の連携を活用するなど、地域での環境教育や環境学習の推進体制を強化するとともに、環境関連資料や情報の集積と環境情報ネットワークの整備を進めます。

■ 市民が 取り組むこと

1 環境教育・環境学習への積極的な参加

- 市や民間団体*が主催する環境教育や環境学習の機会に積極的に参加します。
- 常日ごろから自主的な環境学習に努めるとともに、家族やサークル等による環境教育や環境学習を行います。
- 我が家の環境大臣事業*へ登録するなど、省エネルギー情報の取得に努めます。

2 地域の環境教育・環境学習への協力

- 人材バンク*に積極的に参加や協力をし、知識や技術を提供します。
- 人材バンク*の講師やリーダー等の情報交換や交流を進め、相互に知識や技術を向上します。
- 民間団体*活動に参加し、地域的な環境教育や環境学習に協力します。

3 民間団体*活動の展開

- 市と連携し、環境教育や環境学習の企画や運営に参加します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 環境教育・環境学習への積極的な参加

- 環境関連の知識や技術を高める研修や講習等を自主的に実施するほか、従業員への環境教育や環境学習を充実します。
- 行政や業界団体等が主催する研修や講習等に積極的に参加します。

2 地域の環境教育・環境学習への支援・協力

- 工場見学や農業体験など、事業活動を生かした学習の機会を提供します。
- 各種講習や環境教育、環境学習の機会に講師や技術者等を派遣します。
- 地域や民間団体*のリーダー等の育成を支援します。

■ 研究者が
取り組むこと

■ 市が
取り組むこと

1 地域の環境教育・環境学習への協力

- 人材バンク*に積極的に参加や協力をし、専門的な知識や技術を提供します。
- 人材バンク*の講師やリーダー等の研修や講習会など、地域の人材育成に協力します。

1 学校等による環境教育・環境学習の充実

- 地域への愛着や環境の保全や創造の大切さを身に付けるため、幼児期からの環境教育や環境学習を積極的に行います。(環境保全課、環境衛生課、指導課、こども福祉課、各幼稚園)
- 地域の環境の状況、環境の保全や創造のための仕組み等に関する知識や理解を深めるため、小・中学校等に向けた副読本等を作成し、環境教育等に活用します。(環境保全課、環境衛生課、指導課)
- こどもエコクラブ*の活性化を図るため、各クラブの活動及びクラブ合同のイベント等を支援します。(環境保全課、指導課)
- 教員への環境教育に関する研修を充実します。(環境保全課、指導課)

2 市民、事業者等への環境教育・環境学習の充実

- 広報の充実や各種キャンペーンを積極的に展開し、市民、事業者、市職員の環境に対する意識の高揚や啓発を図ります。(環境保全課、環境衛生課)
- 各種講習会や研修を積極的に実施し、市民、事業者、市職員への環境の保全や創造に取り組むための知識や技術の普及を図ります。(環境保全課、環境衛生課)
- 各地区市民委員会等と連携し、地域・地区単位による講習や研修等を充実し、身近な問題に基づく実践的な環境教育や環境学習を展開し、具体的な環境の保全や創造のための行動やルールへの定着を図ります。(環境保全課、環境衛生課)
- 地域・地区単位の環境教育や環境学習の推進に際して、さわやか環境推進員*の活用を図ります。(環境保全課、環境衛生課)
- 我が家の環境大臣事業*への支援等を通じ、家庭生活に焦点をあてた環境保全活動の情報等の提供を図ります。(環境保全課)

3 体験型学習機会の充実

- 霞ヶ浦水質浄化親子研修会*、水のたんけん隊*などの事業を推進し、水質浄化の意識の啓発を図ります。(環境保全課)
- 地域の自然の観察、農業や里山*管理の体験、ごみ処理施設や下水処理施設の見学会、先進自治体への訪問など体験型の学習の機会を充実します。(環境保全課、環境衛生課、下水道課、農林水産課)
- 地域の里山*や水辺等を生かし、体験学習の拠点となるビオトープ*等を整備します。(環境保全課)
- 自然に親しみ学ぶことのできる拠点的な場所の整備を検討します。(環境保全課)

4 地域での環境教育・環境学習の推進体制の整備

- 環境教育や環境学習に関する学校間の連携、高等学校、大学、大学院、研究機関等との連携、市民、民間団体*、事業者等あらゆる主体の連携を図ります。(環境保全課、環境衛生課)

- 市職員による出前講座*などにより、行政の持つ環境関連の知識や技術を広く市民に提供する体制を充実します。(環境保全課, 環境衛生課, 生涯学習課)
- 環境に関する知識や技術を地域で共有するため、地域の講師やリーダー等の人材や広く専門分野の協力者等を登録する人材バンク制度*を活用します。(環境保全課, 生涯学習課)
- 講師やリーダー等の人材を育成するため、各種講習や研修を実施するほか、人材相互の交流や情報交換を支援します。(環境保全課, 生涯学習課)

5 資料・情報等の充実

- 環境関連の図書や資料、郷土史や映像など地域の環境資料等を充実し、インターネットを活用した環境情報ネットワークを構築するとともに、環境教育や環境学習に必要な機材等を常備し、だれもが利用できる体制を整備します。(環境保全課, 環境衛生課, 図書館)
- 自主的な環境学習を推進するため、環境学習の施設や場所等の紹介、ノウハウの提供など資料や情報を提供します。(環境保全課, 環境衛生課, 図書館)



主要施策14-3 地域的パートナーシップの展開

■ 施策の方針

各主体や団体における自主的な環境保全等の活動を活性化するとともに連携の基盤づくりを行います。

- 市民は、地域のコミュニティ活動に参加や協力をし、地域的な環境保全等の活動に積極的に取り組みます。
- 事業者は、環境保全等に関する事業者相互の交流を深め、協働組織等に参加するとともに、地域の環境保全活動に参加や協力をします。
- 研究者は、専門的な知識や技術を生かし、地域の団体活動等を支援します。
- 市は、環境保全等に関する庁内の横断的体制を築き、まちづくり市民会議*（各地区市民委員会）などのコミュニティ組織や市民団体などの民間団体*、事業者等の取り組む環境保全等の活動への協力や支援をします。また、各主体の連携や交流を取り持ち、協働事業の企画や活動を支援するほか、地域マネー*や顕彰制度など、地域的連携をはぐくむ新たな制度等を検討します。

■ 市民が 取り組むこと

1 コミュニティ活動への参加・協力

- 町内会に加入するとともに地域との交流を深めます。
- コミュニティのルールや役割分担に基づき、適切な環境保全等の活動を推進します。
- 地域のコミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全等の活動の企画や運営に取り組みます。

2 その他の民間団体*活動への参加・協力

- 民間団体*活動に参加や協力をし、地域的な環境保全等の活動への参加や支援に取り組みます。

3 地域と密着した民間団体*活動の展開

- 市やまちづくり市民会議*（各地区市民委員会）と連携し、地域的な環境保全等の活動への参加や支援をします。
- 広く市民の参加が図れるよう、幅の広い様々な参加形態を持つ活動を展開します。

■ 事業者が 取り組むこと

1 事業者共同組織等への参加・協力

- 環境の保全や創造に向けた事業者共同組織等の設立に参加や協力をします。
- 事業者相互の連携や情報交流を促進し、協働による環境保全等の活動に取り組みます。

2 地域環境保全活動への参加・協力

- 市やまちづくり市民会議*（各地区市民委員会）等と連携し、地域的な環境保全等の活動への参加や支援などを図ります。

研究者が
取り組むこと

市が
取り組むこと

1 地域の団体活動等への協力

- 市民や事業者の団体活動等に参加や協力をし、環境保全等の活動を展開する上で、知識や技術の提供、アドバイザー等として活動を支援します。

1 コミュニティ組織を含む民間団体*活動の活性化と連携の育成

- コミュニティ活動の推進組織となる「まちづくり市民会議*（各地区市民委員会）」等を支援し、活動の活性化を図ります。（市民活動課、各コミュニティセンター）
- まちづくり計画や行政施策の策定段階において、ワークショップ*や懇談会などにより、積極的な市民参加を展開します。（環境保全課）
- 環境関連の活動を行っている民間団体*の組織と活動内容を把握します。（環境保全課、環境衛生課）
- 民間団体*の組織や活動内容の広報、環境関連の活動への参加希望者への紹介や幹事などの支援を行うほか、指導者の派遣、地区ごとの活動拠点の設置、パソコン等必要機材の貸与、経済的な支援制度等を検討します。（環境保全課）
- 民間団体*間の連携や情報交換の基盤となる協議会等を構築するとともに、まちづくり市民会議*（各地区市民委員会）等と連携する仕組みをつくります。（環境保全課）

2 事業者活動の活性化と連携の育成

- 商工会議所やJA、生協、漁協等の業界団体と連携し、事業者による環境保全等の活動の支援体制を構築します。（環境保全課）
- 事業者間の連携や情報交換の基盤となる協議会等を構築するとともに、まちづくり市民会議*（各地区市民委員会）等と連携する仕組みをつくります。（環境保全課）
- 公共事業の入札に当たっては、総合評価落札方式の導入を検討します。（管財課）

3 庁内調整組織の形成

- 環境関連の施策を庁内横断的に展開するため、土浦市環境政策推進会議*を組織し、庁内の連携や調整を図ります。（環境保全課）

4 地域協働組織の形成

- 地域ぐるみの環境保全等の活動を展開していくため、市民、民間団体*、事業者、行政を連携する環境関連の総合的な連絡・調整組織を構築します。（環境保全課）

5 協働プロジェクトへの支援

- まちづくり市民会議*（各地区市民委員会）等や民間団体*と連携し、地域ぐるみの環境保全等の活動を育成していくための協働事業やイベント等の企画や活動の支援をします。（環境保全課）

6 地域マネー*・顕彰制度等の検討

- ボランティア等への参加意欲をはぐくみ、市民参加型の環境保全等の活動の活性化を促すため、地域マネー制度*を検討します。（環境保全課）
- 環境保全等の活動に貢献した個人や組織に対する顕彰制度等を検討します。（環境保全課、環境衛生課）

主要施策14-4 近隣市町村, 県, 国, 海外との連携の強化

■ 施策の方針

環境問題の広域化などに対応するため、近隣市町村や県、国、海外との協力関係の強化を図ります。

- 市民は、積極的に他市町村や海外との情報交換等を行い、広域的なイベントや環境保全活動等に参加や協力をします。
- 事業者は、積極的に他市町村や海外の事業者との情報交換等を行い、広域的なイベントや環境保全活動等に参加や協力をします。
- 研究者は、専門的な知識や技術を生かし、民間団体*活動を支援するほか、広域的な研究者間の交流や研究活動等に参加し、環境保全等の活動に貢献します。
- 市は、近隣市町村や県、国、海外と連携した広域的な環境行政を展開するとともに、市民や事業者の広域的な環境保全等の活動に対し、参加機会に関する情報提供やイベントの企画等、交流促進を支援します。

■ 市民が 取り組むこと

1 広域的な環境保全活動等への参加

- インターネット等を活用し、他市町村や海外の市民等との環境関連情報の交換、環境に関する意見の交換等を行います。
- 広域的な活動を展開している民間団体*のイベントや環境保全等の活動に参加します。
- 県や国で実施しているイベントや環境保全等の活動に参加します。
- 海外へのボランティア派遣や募金活動等の国際的支援事業等に参加や協力をします。

■ 事業者が 取り組むこと

1 広域的な環境保全活動等への参加

- 他市町村や海外の事業者との環境関連情報や技術を交換し、協働による環境保全等の活動や事業等を展開します。
- 県や国で実施している環境の保全や創造のための施策やイベント等に参加や協力をします。
- 広域的な活動を展開している民間団体*の環境保全等の活動を支援します。
- 海外へのボランティア派遣や募金活動等の国際的支援事業等に参加や協力をします。

■ 研究者が 取り組むこと

1 広域的な環境保全活動等への参加

- 他市町村や海外の研究者との研究成果等の交換を行い、知識や技術の一層の蓄積や共有化を図ります。
- 広域的な民間団体*による環境保全活動に参加や協力をし、知識や技術の提供やアドバイザー等として、活動を支援します。
- 環境に関する広域的、国際的な会議や研究活動等に参加し、専門的な立場から環境保全活動に貢献します。

■ 市が 取り組むこと

1 近隣市町村との連携の強化

- 霞ヶ浦流域市町村で組織している霞ヶ浦問題協議会の活動を積極的に展開し、霞ヶ浦の湖沼環境の保全や創造に関する情報交換、交流や広域的な保全施策等の展開を図ります。(環境保全課)
- その他広域的な対応が必要な環境施策については、県や関係市町村と連携して取り組めます。(環境保全課)

2 国・県との連携・協力関係の強化

- 国や県で実施する上位の環境保全施策との整合を図り、市の環境施策を展開します。(環境保全課)
- 国や県で実施する事業への参加を図り、市の意向や要望の反映に努めます。(環境保全課、環境衛生課)
- 茨城県霞ヶ浦環境科学センター*との連携により、調査研究、環境学習、市民活動への支援などを通じた霞ヶ浦や河川の環境施策を推進します。(環境保全課)

3 環境姉妹都市の提携の検討

- 本市と同様な環境にある海外都市等との交流をはぐくむため、姉妹都市等の提携を検討します。(環境保全課、環境衛生課)

4 市民・事業者の広域的な活動への支援

- 市民や事業者に対し、国や県など広域的なイベントや環境保全等の活動についての情報を提供します。(環境保全課、環境衛生課)
- 他市町村民等との交流をはぐくむため、交流イベントや共同事業等を企画し、実施します。(環境保全課)
- 市民や事業者の国際的な交流を促進するため、地球環境問題や各種環境の保全や創造に関するイベントへの参加機会に関する情報を提供します。(環境保全課、環境衛生課)